

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 1	職員互助会補助金				政策経営部 職員課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区職員互助会に関する条例第2条 杉並区職員互助会補助金交付要綱					
	目的	杉並区職員互助会の事務執行に関し、これに必要な経費の一部を補助し、杉並区職員の福利厚生を図る。					
	事業内容	杉並区職員互助会の活動(厚生事業及び給付事業等)経費を助成する。					
交付対象名・数	杉並区職員互助組合	1団体		補助開始年度	昭和56年度		
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	77,995	78,360	77,002	61,055	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	76,239	76,949	76,782		185,748	167,590	41%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(金額の適正化)						
現状	2つの互助組織(特別区職員互助組合・杉並区互助会)があり、事業の重複や執行方法の非効率率などの問題がある。また、昨今、自治体の互助会を巡っては、世論の厳しい批判があり、公費負担の適正規模が問われている。						
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1	<input checked="" type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	特別区職員互助組合のあり方については、23区共通の課題として検討中である。職員互助組織は、職員の保険、元気回復などに大きな役割を果たしており、引き続き補助していく必要がある。但し、福利厚生事業の見直しや執行方法の改善を更に進めるとともに、補助金については、区民理解を得られるよう適正な水準に縮減する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 2	教職員互助会補助金				教育委員会事務局 学校運営課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区立学校教職員互助会補助金交付要綱					
	目的	杉並区立学校教職員互助会の事務執行に関し、これに必要な経費の一部を補助し、杉並区立学校教職員の福利厚生を図る。					
	事業内容	杉並区立学校教職員互助会の活動(給付及び福利厚生に関する事業等)経費を助成する。					
交付対象名・数	杉並区立学校教職員互助会	1団体		補助開始年度	昭和55年度		
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	11,211	11,052	11,009	8,796	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	11,030	10,987	10,973		22,743	21,365	48%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(金額の適正化)						
現状	教職員の互助組織には、区互助会の他に都教職員互助会や都福利厚生事業団がそれぞれ給付事業を行っている。教職員の互助組織に対する公費負担についても職員互助会同様、その適正化が問われている。						
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1	<input checked="" type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	教職員の福利厚生事業に対する補助は必要であるが、区民理解の得られる適正な水準に縮減する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 3	防犯協会に対する事業補助金				区民生活部 地域課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区の防犯協会に対する事業補助金交付要綱					
	目的	防犯協会に対して事業経費の一部を補助し、防犯活動における諸事業の円滑なる運営を図り、安全・安心な地域社会の形成を図る。					
	事業内容	防犯協会(杉並/荻窪/高井戸)が行う事業に要する経費の一部を助成する。 補助金の額 324,000円 × 3団体					
交付対象名・数	防犯協会(杉並/荻窪/高井戸)		3団体		補助開始年度	昭和54年度	
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	
\	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	672	672	972	972	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	672	672	972	\	11,224	9,249	6%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	地域社会の安全神話が崩れつつある現在、基礎的自治体としての区の果たす役割は大きい。犯罪に強いまちづくりを目標に都との役割分担のもとに、地域の安全安心の確保に積極的に取り組んであるところであるが、地域住民や住民による自主的組織との連携を一層強めていく必要がある。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						\
理由	防犯協会は、各警察署管内を活動範囲として設立された住民の自主的組織で、その活動は、地域における安全・安心なまちづくりに大きく寄与しており、今後とも助成を行う必要がある。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称		担当部課		
団- 4	地域防犯自主団体活動助成金		区民生活部 地域課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区地域防犯自主団体活動助成金交付要綱			
	目的	地域における自主的な防犯活動を支援し、安全・安心な地域社会の形成を図る。			
	事業内容	防犯・安全パトロール等の活動に取り組む20名以上の団体に対し、活動の開始に要する経費を助成する。 助成額・・・1団体あたり 10万円を限度			
交付対象名・数	防犯自主団体	20 団体	補助開始年度	平成15年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%		
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	-	3,000	7,000	2,000	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	2,982	5,856		- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()				
現状	立上げ経費の助成が、防犯自主団体の結成や活動を促進している。設立された団体は、防犯・安全パトロール、意識啓発活動等、安全確保・防犯活動に積極的に取り組み、安全・安心な地域社会の形成に寄与している。また、防犯自主団体を立ち上げた地域では、犯罪認知件数の減少が顕著にあらわれている。				
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				
理由	サンセット事業として、事業期間を5年間に限定し、この期間中に集中的に防犯自主団体の立ち上げを支援することとし、平成19年度末で廃止する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 5	学校地域防災連絡会に対する補助金	区民生活部 地域課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区学校地域防災連絡会に対する助成金交付要綱			
	目的	緊急時に助け合える地域の自主的な防災ネットワークの形成に寄与する。			
	事業内容	区立小学校の指定通学区域単位ごとに結成されている学校地域防災連絡会の運営、活動に対する助成を行う。 対象経費・・・会議、行事等に要する経費 助成金の額・・・12,000円			
交付対象名・数	学校地域防災連絡会	44 団体	補助開始年度	平成12年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	528	528	528	528	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	360	336	372	/	- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input checked="" type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()				
現状	平成9年から2年間をかけて、44小学校区を単位に地域の住民団体等による防災のコミュニケーション組織が設立された。連絡会を通して、住民相互のコミュニケーションの円滑化を図ることにより、平時からの防災意識の共有や発災時の連携協力を図ることを目的としていたが、防災市民組織との役割分担が明確との声があり、また、活動内容に新たな方向性が見出せず、活動を休止している会もある。				
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				
理由	平成17年度中に、震災救援所の運営を円滑に行うことのできるより実践的な組織として震災救援所運営連絡会を立ち上げ、学校防災連絡会を当該連絡会に再編・移行することに伴い、同連絡会に対する補助金(団-11)に統合する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 6	防火防災協会事業補助金				危機管理室 防災課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区防火防災協会事業補助金交付要綱					
	目的	地域防災力の向上を図る。					
	事業内容	防火防災協会が区民に対し実施する防火防災思想普及・高揚のための事業に要する経費の一部を補助する。					
交付対象名・数	防火防災協会 (杉並/荻窪)		2団体		補助開始年度	平成9年度	
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	
\	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	440	440	440	440	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	440	440	440	\	4,652	4,281	9%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	当該団体は、管内区民相互の火災予防及び防火防災思想の喚起普及等の活動を積極的に行っている。 また、団体内に防火婦人部会等を置き幅広い活動に取り組んでおり、地域防災力の向上に大きく貢献している。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3	\	
理由	当該団体は、極めて公共性、公益性の高い活動を行っており、婦人部も含めて防火防災思想の普及啓発に大きく貢献していることから、継続とする。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 7	少年消防クラブ消防少年団事業補助金				危機管理室 防災課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区少年消防クラブ消防少年団事業補助金交付要綱					
	目的	少年少女の防火思想普及に資する。					
	事業内容	少年消防クラブ消防少年団が実施する少年少女の防火思想普及のための事業に要する経費の一部を補助する。					
交付対象名・数	少年消防クラブ消防少年団(杉並/荻窪)		2団体		補助開始年度	平成9年度	
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	
\	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	220	220	220	220	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	220	220	220	\	1,266	1,248	17%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	少年期から地域の防災に関心を持ち、地域の安全、安心のため活動していくことは、地域防災力の向上に大きく貢献している。 主な活動としては、火災予防運動への参加、夏季野外活動、防災訓練への参加等を行っている。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3					\	
理由	当該団体は、極めて公共性、公益性の高い活動を行っており、少年期からの防火思想の普及教育に大きく寄与していることから、継続とする。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 8	消防団事業補助金				危機管理室 防災課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区消防団事業補助金交付要綱					
	目的	地域防災力の向上を図る。					
	事業内容	消防団の運営、防災リーダー育成事業等に要する経費を補助する。					
交付対象名・数	消防団(杉並/荻窪)		2団体		補助開始年度	平成9年度	
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	
\	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	11,000	11,450	11,450	11,450	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	10,999	11,449	11,449	\	11,874	11,874	96%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	消防団は、消防組織法に定められた組織で、火災の警報、鎮圧、防除等の活動を行っており、団員は、通常各自の職業に就きながら平時の火災や防災の予防活動、火災時の消防・防火活動に従事している。 消防団員の高齢化などにより、定員確保が困難になってきている。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						\
理由	消防団は、災害に対し率先して対処する地域の防災リーダーであり、区民の安全・安心を守る一翼を担う団体として、活発な活動が期待されている。また、定期的な活動訓練を行うなど、地域の安全・安心や防災への貢献度は非常に高い。こうしたことから、その活動を支援していく必要があり、継続とする。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 9	防災市民組織連絡協議会に対する補助金	危機管理室 防災課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区防災市民組織連絡協議会に対する補助金交付要綱			
	目的	防災市民組織の育成強化を図る。			
	事業内容	モデル防災訓練実施等に要する経費を補助する。			
交付対象名・数	防災市民組織 連絡協議会	1団体	補助開始年度	昭和50年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	400	400	400	400	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	400	400	400	/	400 400 100%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	当該団体は、防災市民組織の情報交換や地域の防災体制のあり方などを自主的に検討する組織である。その活動としては、総会、理事会等を年間3～4回程度開催し、モデル防災会訓練テーマの設定及び候補校等の決定などを行っている。また、支出内容は、モデル防災会訓練への助成(22万円)と通信費等で大半を占めている。 なお、防災課が事務局を担当し、収入は全て区の補助金である。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				/
理由	防災市民組織の上部組織であり、市民組織相互の情報交換や情報の共有化、コミュニケーションの円滑化を図る場として、今後も地域の安全・安心を支える公共性の高い団体であり、継続とする。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 10	防災市民組織に対する助成				危機管理室 防災課		
補助金の概要	根拠法令	防災市民組織に対する助成金交付要綱					
	目的	防災市民組織の育成強化を図る。					
	事業内容	防災市民組織が非常災害時において、防災活動等が確実かつ迅速に行えるよう、自主的に行う防災訓練等に要する経費を補助する。					
交付対象名・数	防災市民組織	163組織		補助開始年度	昭和50年度		
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	20,642	20,606	20,854	20,854	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	19,839	19,748	19,683		(3団体平均) 119	(3団体平均) 116	(3団体平均) 96%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	防災訓練や普及啓発活動を通じて、地域の防災力向上に大きく貢献している。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	昨年度改定した「杉並区実施計画」では、安全で災害に強いまちをつくるために、防災対策の推進として防災市民組織の育成を掲げている。また、防災市民組織は、地域の安全・安心を支える公共性・公益性の高い団体であり、十分な活動実績もある。今後も引き続き支援を行う必要があり、継続とする。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課					
団- 11	震災救援所運営連絡会に対する補助金	危機管理室 防災課					
補助金の概要	根拠法令	震災救援所運営連絡会に対する助成金交付要綱					
	目的	区立小・中学校単位に結成されている連絡会の活動・協力体制の確立を図る。					
	事業内容	震災救援所運営連絡会の運営に要する経費を補助する。					
交付対象名・数	震災救援所運営連絡会	23団体	補助開始年度	平成17年度			
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	区 100%			
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	-	-	-	276	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	-	-	-	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	平成17年度に新設した補助金である。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	地域防災団体(防災会)及び地域組織等によって構成されていた学校地域防災連絡会(各小学校区単位)は、構成団体のコミュニケーションを図ることを活動の主たる目的としていたが、新たに設置された震災救援所運営連絡会は、小中学校に設置される震災救援所の運営を円滑に行うことができるようなより実践的な組織をめざしている。 平成18年度をめどに拡大・改編していくこととして、補助を継続する。(団-5関連)						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称		担当部課				
団-12	杉並区交通安全協議会補助金		都市整備部 交通対策課				
補助金の概要	根拠法令	杉並区交通安全協議会補助金交付要綱					
	目的	交通の円滑と安全を促進する。					
	事業内容	交通安全協議会が行う事業に要する経費を補助する。 助成額 … 224,000円					
交付対象名・数	交通安全協議会	1 団体		補助開始年度	昭和40年度		
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	224	224	224	224	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	224	224	224		224	224	100%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(区が協議会の構成員となっている。						
現状	区が構成員となっている協議会に対して、補助金を支出している。						
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input checked="" type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	区が構成員であり、当事者となっているため、分担金として一定額を負担することが適切である。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称		担当部 課					
団- 13	交通安全協会補助金		都市整備部 交通対策課					
補助金の概要	根拠法令	交通安全協会補助金交付要綱						
	目 的	交通環境の改善を図り、交通の安全と円滑を促進する。						
	事業内容	各交通安全協会(杉並、荻窪、高井戸)が行う事業に要する経費の一部を補助する。 補助金の額 … 132万円 × 3団体						
交付対象名・数	交通安全協会		3 団体		補助開始年度	昭和40年度		
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%		
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	3,960	3,960	3,960	3,960	歳入	歳出	補助金依存率	
補助金決算額(千円)	3,960	3,960	3,960		40,172	36,919	10%	
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()							
現状	春秋の交通安全運動の実施等、各協会が行う交通安全事業に要する経費の助成により、交通安全の推進に寄与しているが、協会加入者、団体数が減少傾向にある。							
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1		<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	交通安全協会は、区内全域をカバーし、地域特性を踏まえた交通安全啓発活動を行っている。区内交通環境の改善を図り、交通事故のない安全で快適なまちづくりを行っていくためには、当該団体との連携・協力が不可欠であり、支援を継続する。							
審査会評価								

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 14	地域集会施設等運営協議会事業に対する補助金	区民生活部 地域課			
補助金の概要	根拠法令	地域集会施設等運営協議会事業に対する補助金交付要綱			
	目的	地域住民の相互交流・活動の拡大を図る。			
	事業内容	地域区民センター及び区民集会所を拠点として活動を行う公共的団体である地域集会施設等運営協議会に対し、その運営・活動に要する経費を補助する。 対象経費・・・学級・講座事業、地域ニュースの発行、運営協議会委員等の研修等			
交付対象名・数	地域集会施設等運営協議会	7団体	補助開始年度	昭和59年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%		
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	89,823	133,251	127,721	126,327	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	89,869 <small>(一部流用対応)</small>	133,251	127,721		186,619 166,438 71%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input checked="" type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()				
現状	平成15年度に、地域集会施設の維持管理業務を運営協議会への委託から区の直営に切り換え、民間業者に委託している。これに伴い、運営協議会は、これまでに形成された地域コミュニティの充実、あるいは住民相互のふれあいや交流などに加え、新たな自治的コミュニティ形成に向けた活動が期待されている。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				
理由	地域集会施設の運営管理の指定管理者制度への移行や自治的コミュニティ形成に向けた新たな区との協働の枠組みなど、今後、区の支援のあり方については再検討を要するが、運営協議会が自ら企画立案して行う自主事業に対する補助は引き続き継続する必要がある。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 16	NPO活動資金補助金	区民生活部 地域課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区NPO活動資金助成要綱			
	目的	NPO支援基金を通じて、区民と共にNPOの活動を支援することにより、協働の推進を図り、豊かさや活力のある地域社会を構築する。			
	事業内容	NPO支援基金への寄付金を原資として、寄付者の要望を最大限尊重した上で、NPO法人に対する助成を行う(寄付者は税制上の優遇措置あり)。 対象経費・・・特定非営利活動に要する経費(報償費、旅費、備品費等) 助成額・・・基金に積み立てられた金額等を考慮し、毎年度決定する。 助成率・・・特に定めない。			
交付対象名・数	NPO団体	12団体	補助開始年度	平成14年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	区 100%	
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	1,000	3,000	3,000	3,000	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	600	2,989	1,918		- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input checked="" type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()				
現状	予算上は300万円措置しているが、実際の補助金は、前年度のNPO支援基金への寄附金を原資にしている。 平成17年度の補助総額は150万円、1団体あたりの上限額は30万円程度を予定している。 補助制度の周知については、区に登録したNPO法人有志で構成する「普及活動委員会」と協働で行っている。また、交付申請があった場合、あらかじめNPO等活動推進協議会の審査を経て交付先及び金額等を決定する。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				
理由	一人でも多くの区民がNPOを理解し、参加意欲の向上やその活動への支持がすぐに反映されることをめざした制度であり、地域における協働の推進を積極的に進めるために必要であり、補助を継続する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課					
団- 17	民有灯助成金	都市整備部 維持課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区民有灯の整備等に関する条例 杉並区民有灯の整備等に関する条例施行規則					
	目的	民有灯の効用を十分に発揮させることにより、交通の安全及び生活環境の整備を図る。					
	事業内容	民有灯(私道街路灯及び町会設置灯)の電気料を助成する。					
交付対象名・数	民有灯管理団体	8,716灯	補助開始年度	昭和36年度			
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	/			
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	28,175	26,893	26,705	27,703	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	24,330	21,874	23,522	/	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(助成を受けている認識が希薄である。						
現状	安全・安心のまちづくりに寄与しているが、私道街路灯については区から電力会社に直接支出しているため、当事者において、助成を受けているという認識が希薄である。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3					/	
理由	交通の安全及び防犯の観点から、安全・安心のまちづくりを進めるために必要な助成であり、補助を継続する。あわせて、区民への周知・PRに一層努めていく。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 18	公衆浴場確保対策事業補助金				区民生活部 管理課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区公衆浴場確保対策事業補助金交付要綱					
	目的	区民が快適な生活環境を維持するために、区内公衆浴場の存続を図る。					
	事業内容	東京都公衆浴場商業協同組合杉並支部が、区内浴場にて実施する確保対策事業(菖蒲湯、柚子湯等のお風呂まつり)に要する経費の一部を補助する。 1浴場あたり 15万円					
交付対象名・数	東京都公衆浴場商業協同組合杉並支部	47浴場		補助開始年度	昭和56年度		
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	8,400	7,650	7,350	7,050	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	7,800	7,350	7,200		9,297	8,849	79%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	区内の公衆浴場施設は、昭和56年度には108件を数えたが、その後減少を続けている。平成16年度においても、2つの浴場が閉鎖された。一方、自宅風呂保有率は平成10年には92.5%に達し、公衆浴場利用者数も減少傾向にある。 また、経営者の高齢化や後継者難、施設老朽化といった問題もある。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	公衆浴場を取り巻く経営環境は非常に厳しい。しかし、公衆浴場に対する区民ニーズは依然として存在し、区民の快適で衛生的な生活環境を維持するためには、経営者の自助努力に加えて、区の側面的支援は必要であり、補助を継続する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 19	風呂つと杉並事業補助金				保健福祉部 高齢者施策課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区風呂つと杉並事業補助金交付要綱					
	目的	区内公衆浴場の多機能化を図り、高齢者の活動の場の提供、交流を促進する。					
	事業内容	浴場組合が行う風呂つと杉並事業に要する経費の一部を補助する。 ・ バリアフリー化に伴う施設改修に要する経費 1ヶ所 1,500千円限度 ・ 事業運営に要する経費(事業運営費・事業支援費) 4,890千円					
交付対象名・数	施設改修浴場 浴場組合		4件 1件	補助開始年度	平成13年度		
補助割合	国 0%	都 50%	区 50%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	12,900	12,475	10,890	10,890	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	8,077	5,863	7,371		5,537	4,363	79%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(改修浴場(実績)が、頭打ちの状況にある。						
現状	対象浴場は45ヶ所であるが、改修の実績件数は13年度をピークに減少している。 (改修実績 13年度6ヶ所、14年度3ヶ所、15年度1ヶ所、16年度2ヶ所、計12ヶ所) 事業運営 15年度実績 509回 延3,781人利用 高齢者の社会参加や交流の拡大に貢献している。						
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input checked="" type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3			
理由	高齢者の交流・活動場所の提供、いきがいや健康づくりという観点から浴場組合への事業運営費に対する助成は必要であり、継続する。しかし、個別浴場への改修経費については、対象件数の減少により、終期を設定して廃止する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称		担当部 課				
団-20	商店街活性化緊急対策事業補助金		区民生活部 産業振興課				
補助金の概要	根拠法令	杉並区商店会連合会補助金交付要綱					
	目的	杉並区商店会連合会が、地域経済の活性化に貢献できる事業活動を展開できるようにする。					
	事業内容	杉並区商店会連合会が行う、商店街リーダー・後継者セミナーの開催や先進商店街の調査・研究等の事業に要する経費を助成する。					
交付対象名・数	商店会連合会		1団体	補助開始年度		平成16年度	
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	-	-	2,000	2,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	-	1,404		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
	現状	平成16年度に、第二次地域経済活性化緊急プランの一環として開始した補助制度である。平成16年度は、人材育成講習会(8回)及び講演を伴う視察会(7回)を実施し、補助金は講師謝礼や交通費に充てられた。					
	適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input checked="" type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3	
理由	当初から、文字通り商店街の活性化を目的とした緊急的な対策として開始した事業であり、成果を検証しつつ、3年間のサンセット事業とし、平成18年度末で廃止する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課			
団-21 -1	商店街いらっしやいマップ事業補助金				区民生活部 産業振興課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区商店街いらっしやいマップ事業補助金交付要綱						
	目的	お客様が買い物に行きたくなるような創意工夫あふれる「商店街マップ」の制作費用の一部補助を行い、商店街の魅力を周知し、商店街の活性化を図る。						
	事業内容	商店街組合等が消費者に配布するために創意工夫あふれるマップを作成する際の経費の一部補助。 補助対象 … 経費の3分の2以内 限度額 … 20万円						
交付対象名・数		指定商店会		10団体	補助開始年度		平成15年度	
補助割合		国	0%	都	50%	区	50%	
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)		-	8,000	4,000	2,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)		-	2,724	1,342		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	平成15年度に開始した補助制度であるが、当初想定した事業数に対し、実施件数はかなり少ない状況となっている。そのため、実態に合わせ、予算額の規模を縮小してきた。							
適正化の方向		<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	商店街のマップは、個々の店舗の魅力を周知し、商店街の活性化に寄与しており、継続する。							
審査会評価								

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団-21 -2	経営改善コーディネーター派遣補助金				区民生活部 産業振興課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区経営改善コーディネーター派遣事業実施要綱					
	目的	商店の経営・販売に関する専門的知識を有する経営改善コーディネーターを派遣し、個別的・専門的な助言・指導等のコーディネートを実施して、区内商店の経営の改善を支援し、振興を図る。					
	事業内容	中小企業診断士・デザイナーその他商店経営に関する専門知識を有する者で、区に登録しているコーディネーターを(区内商店の経営の改善を支援し、振興を図るため)派遣する費用を助成する。 補助金の額・・・コーディネート経費の1/2以内 限度額・・・・・・・12万円					
交付対象名・数	商店		10団体		補助開始年度		平成15年度
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)	
補助金予算額(千円)	-	1,200	1,200	1,200	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	120	0		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	区内の小売商店を取り巻く状況は厳しく、顧客の減少に伴う売上高の減少、後継者難、営業継続意欲の低下等、深刻な問題を抱えている。しかし、こうした商店街の停滞状況がある一方、情報関連産業等、新しい都市型ビジネスの創業や活性化に向けて意欲的に取り組んでいる商店会もあり、経営改善や資金調達等に関する様々な経営上の課題に対する専門的立場からの助言指導は今後とも必要である。本事業は、平成15年度からの新規事業であるが、PR不足もあり、実績が1件に止まっている。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	個々の商店の経営改善や店舗改装等による魅力ある店舗づくりへの助言を行うことにより、区内商業の活性化を図る必要があるため、継続する。 [実施計画事業]						
審査会評価							

補助金審査表

17.8.4 差替え(14年度予算・決算額訂正)
杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 21 -3	魅力ある商店街づくり事業費補助金(施設整備事業)				区民生活部 産業振興課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区魅力ある商店街づくり事業費補助金交付要綱					
	目的	街づくりとも調和した商店街の環境整備など施設整備を実施して、商店街の活性化と地域のコミュニティー形成をする。					
	事業内容	アーケード、街路灯、アーチ、モニュメントなどの施設整備事業の2/3以内。 限度額・・・3,000万円。 ただし、中小小売商業振興法の認定を受けた場合 6,000万円 期間・・・1年間。 ただし、複数年にわたる事業は3年間を限度とする。					
交付対象名・数		指定商店会		1団体		補助開始年度	昭和63年度
補助割合		国	0%	都	50%	区	50%
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)	
補助金予算額(千円)		74,466	2,345	20,061	3,300	歳入	歳出
補助金決算額(千円)		74,441	1,732	5,762	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	景気の低迷や量販店・大型スーパーの進出等、商業環境の変化に伴い商店会は衰退傾向にある。しかし、一方では、より魅力あふれる商店街を整備し、集客力を高めるために積極的に取り組んでいるところがある。 平成17年度は、高円寺ルック商店街が行う施設整備事業の計画策定に対し、助成を行う。整備工事は、平成18年度を予定している。						
適正化の方向		<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3	
理由	商店会が自ら発案し実行する商店街活性化に向けた取り組みは、区の商業振興の観点から支援していく必要性は高く、当該補助事業は、商店街の活性化と地域におけるコミュニティー形成に寄与しており、継続する。 [実施計画事業]						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課			
団-21 -4	魅力ある商店街づくり事業費補助金(ホームページ開設事業)				区民生活部 産業振興課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区魅力ある商店街づくり事業費補助金交付要綱						
	目的	情報化推進の支援として、ホームページの開設支援を行い、地域住民の憩いの場、地域コミュニティ形成の場として、快適で魅力ある商店街づくりを目指す。						
	事業内容	ホームページ作成にかかる備品購入費(PCや周辺機器の購入、インターネット回線工事費)、委託費(ホームページ作成委託料)。 補助対象・・・経費の2/3以内 限度額・・・100万円						
交付対象名・数		指定商店会		4団体		補助開始年度	昭和63年度	
補助割合		国	0%	都	50%	区	50%	
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)		1,000	4,000	4,000	4,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)		244	2,872	824	-			-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	商店主の高齢化などにより、情報化に対する認識が決して高くない状況にある商店会に対し、本助成がホームページ作成のきっかけになっている。							
適正化の方向		<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	HPを開設し、インターネットによる商店街の魅力や個性的な商品情報を発信することにより、地域コミュニティの形成、あるいは集客力や売上の向上が期待できる。本補助事業はこのような商店街の情報化・活性化に寄与しており、支援を継続する。 [実施計画事業]							
審査会評価								

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課					
団-21 -5	元気を出せ商店街事業補助金(イベント事業)	区民生活部 産業振興課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区元気を出せ商店街事業補助金交付要綱					
	目的	商店街イベントを通して、魅力ある商店街づくりと、地域におけるコミュニティー形成を目的にしている。					
	事業内容	商店街が実施する地域とのふれあいを育むイベント事業の開催費用の助成。 1商店街あたり2事業応募ができる。 補助対象経費が100万円以下 2/3以内(都2/3以内) 100万円超 2/3以内(区1/3以内、都1/3以内) 補助金限度額・・・300万円(1事業あたり)					
交付対象名・数	指定商店会	78件	補助開始年度	平成10年度			
補助割合	国	0%	都	50%	区	50%	
\	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	46,270	88,800	96,088	93,348	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	37,085	62,277	61,829	\	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	142ある商店会のうち、約4割にあたる61の商店会が、イベント事業の補助を受けている。また、そのうち17の商店会は、2回実施し、補助を受けている。 イベント事業は1回限りの事業であり、一時的な集客力の向上は見込まれても継続的な効果につながらないとの見方もある。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3					\	
理由	継続的な効果につながるような目的をもった事業を工夫するとともに、区としても効果を検証していく必要があるが、本補助事業は、商店街の活性化と地域におけるコミュニティー形成に寄与しており、支援を継続する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課			
団- 22	千客万来・アクティブ商店街事業補助金				区民生活部 産業振興課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区千客万来・アクティブ商店街事業補助金交付要綱						
	目的	商店街組合等が提案する意欲的で工夫とアイデアが活かされた商店街活性化事業に対し、助成を行い、個性的で魅力ある商店街づくりを支援することにより、地域経済の活性化を図る。						
	事業内容	商店街組合等が提案する意欲的で工夫とアイデアが活かされた商店街活性化事業への助成。商店会の提案を審査会において審査し、決定する。 補助割合 10/10 1団体につき1,000万円上限 (1~3年間で1,000万円を助成)						
交付対象名・数		指定商店会		5団体		補助開始年度	平成13年度	
補助割合		国 0%	都 0%	区 100%	/			
/		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)		20,000	60,000	60,000	50,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)		20,000	43,440	27,027	/			-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	自らの工夫とアイデアを活かし、継続的な活性化策を計画・実施することにより、商店会の意識改革や魅力の創造・発掘の契機となり、商店街や広く地域の活性化に寄与している。 ただし、大規模商店会でなければ実施できない事業規模であることから、新たに事業を実施できる商店会が限られており、実施件数の減少傾向が見られる。							
適正化の方向		<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		/
理由	商店街や地域の活性化や発展に寄与しており、継続する。 継続にあたっては、商店会に専門指導員を派遣する「商店街アドバイザー派遣」制度を効果的に活用し、本事業を目指して計画づくりを進める商店会の支援を積極的に行うこととする。 [実施計画事業]							
審査会評価								

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課			
団- 23	商店街地域経済交流事業費補助金				区民生活部 産業振興課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区商店街地域経済交流事業費補助金交付要綱						
	目的	友好都市をはじめ、杉並区との交流に意欲のある地方都市との人や物などの交流を通じて、商店街の活力やまちの元気を分かち合い、地域の活性化と特色あるまちづくりを推進する。						
	事業内容	商店街が区や地域と関連のある地方の自治体や地域団体等と行う地域経済交流事業の実施に必要な経費の一部を補助する。 補助対象経費の2/3以内 上限 20万円						
交付対象名・数		指定商店会		10団体	補助開始年度		平成16年度	
補助割合		国 0%	都 0%		区 100%		/	
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)		-	-	2,000	2,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)		-	-	585	/	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input checked="" type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	平成16年度に開始した補助制度であるが、補助対象となる事業内容が他のイベント補助制度(元気出せ商店街事業補助制度)と重なっており、かつ、その制度の方が補助額が大きいことから、本制度の適用が難しい場合がある。							
適正化の方向		<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		/
理由	交流自治体等との物産交流展のイベントを行うなど、住民や消費者に対し、交流を最大限にアピールできるように事業を効果的に組み替え、補助の方法・内容もそれに合わせ再構築する。							
審査会評価								

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課			
団- 24	商店街防犯カメラ設置補助金				区民生活部 産業振興課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区商店街防犯設備の整備に対する補助金交付要綱						
	目的	商店街が防犯設備を整備し、商店街における防犯対策の効果の向上を図ることを区が支援し、もって区内における安全で安心なまちの早期実現に寄与する。						
	事業内容	商店街の区域内に設置する防犯カメラの設置費の一部を補助する。 補助割合 2/3 補助限度額 600万円						
交付対象名・数		指定商店会		5団体		補助開始年度	平成16年度	
補助割合		国	0%	都	20%	区	80%	
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)		-	-	30,000	30,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)		-	-	1,462		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	開始年度である平成16年度は、1商店街のみの設置であったが、商店街の防犯性を高め、安心して買い物ができる安全な商店街づくりに大きく寄与している。							
適正化の方向		<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input checked="" type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	期間を定め、集中的に事業を実施することにより、早急に安全・安心なまちづくりを進めることとし、4年間のサンセット事業として平成19年度末に終了する。							
審査会評価								

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 25	商店街組合等補助金				区民生活部 産業振興課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区商店街組合等補助金交付要綱					
	目的	商店街組合等の運営及び活動に要する経費の一部を補助することにより、商業の振興を図り、地域経済の活性化に寄与する。					
	事業内容	商店街組合等の運営及び活動に要する経費の一部を補助する。 商店街振興組合連合会 48万円 商店会連合会 90万円 法人商店街 9万円 × 17団体					
交付対象名・数	商店街振興組合等		19団体		補助開始年度	昭和36年度	
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	3,090	2,910	2,910	2,910	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	2,910	2,910	2,910		-	-	-
問題点	<input checked="" type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input checked="" type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input checked="" type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	昭和36年の補助開始以来、長期間が経過し、各団体が行う個別の事業への補助ではなく、一般的な組織の運営補助の側面が強くなっているなど、補助が形骸化している面がある。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	一般的な運営補助になっており、補助目的が希薄化している面があるが、商店街の活性化を図り、地域においてより積極的な役割を果たせるように、商店街の法人化を促進する観点から、事業の再構築を検討する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 26	杉並産業協会補助金				区民生活部 産業振興課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区産業協会補助金交付要綱					
	目的	杉並産業協会に対し、事業に要する経費の一部を補助して、杉並区の工業振興を図る。					
	事業内容	杉並産業協会が行う事業に要する経費の一部を助成。					
交付対象名・数	杉並産業協会		1団体		補助開始年度	昭和61年度	
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	1,000	1,000	1,000	1,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	1,000	1,000	1,000		17,546	16,958	6%
問題点	<input checked="" type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	補助金への依存率が6%と低く、また、毎年度多くの剰余金を出している。 (14年度 2,849千円、15年度 589千円)。 団体が行う個別の事業への補助ではなく、一般的な組織の運営補助の側面が強くなっている。						
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-2 <input checked="" type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	団体の収支状況等を勘案すると、剰余金も多く、自立した運営は十分可能である。 また、一般的な運営補助になっており、補助目的が希薄化しているため、終期を設定し段階的に廃止することとし、製造業等の振興策については別途検討する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団-27	商店街装飾灯美化費助成(条例)				区民生活部 産業振興課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区民有灯の整備等に関する条例					
	目的	商店街装飾灯の美化・装飾費の一部助成を行い、商店街の振興と活性化に寄与する。					
	事業内容	商店街の装飾灯の美化経費の助成 ポール 2,000円／1基 アーチ 4,000円／1基 共架 500円／1基					
交付対象名・数	商店会	4080ポール		補助開始年度	平成10年度		
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	10,110	10,110	10,110	10,110	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	9,954	9,747	9,706		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	商店街装飾灯の清掃、塗装、修繕等の装飾美化費用に要する経費を、装飾灯の形態別に定額で支給している。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	本助成は、交通の安全及び安全で快適な生活環境の整備を図るとともに、商店街の振興と活性化に寄与するために必要であり、継続する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 28	商店街装飾灯電気料助成(条例)	区民生活部 産業振興課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区民有灯の整備等に関する条例			
	目的	商店街装飾灯の電気料の一部助成を行い、民有灯の維持を行うことにより、効用を十分に発揮させ、交通の安全及び安全で快適な生活環境の整備を図るとともに、商店街の振興と活性化に寄与する。			
	事業内容	商店街の装飾灯の電気料の助成 <div style="margin-left: 20px;"> 水銀灯250W相当等 10,735円／1基 水銀灯100W相当等 7,346円／1基 水銀灯 20W相当等 2,797円／1基 </div>			
交付対象名・数	商店会	4150基	補助開始年度	平成10年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	16,124	16,124	16,124	31,146	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	15,441	15,122	15,036	/	- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	従来は、道路延長30mにつき1基相当という距離による制約があったが、商店会や議会関係からの要望に基き、平成17年度より、商店街の実態に合った助成とするため、補助の基準を見直し、距離による制限を廃止した。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				/
理由	本助成は、交通の安全及び安全で快適な生活環境の整備を図るとともに、商店街の振興と活性化に寄与するために必要であり、継続する。 アーケードを有する商店街に対する電気料助成は、他の商店街に比して助成率が著しく低いので、見直しを検討する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課			
団- 29	商店街装飾灯修繕費助成(条例)				区民生活部 産業振興課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区民有灯の整備等に関する条例						
	目的	商店街装飾灯の修繕費の一部助成を行い、民有灯の維持を行うことにより、効用を十分に発揮させ、交通の安全及び安全で快適な生活環境の整備を図るとともに、商店街の振興と活性化に寄与する。						
	事業内容	商店街の装飾灯の修理経費の助成 1,000円／1基						
交付対象名・数		商店会		4150基		補助開始年度	平成10年度	
補助割合		国	0%	都	0%	区	100%	
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)		4,150	4,150	4,150	4,150	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)		4,090	4,090	4,069	-	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	主に電球交換費用として助成しており、水銀灯の寿命である3~4年程度で一斉交換できる額相当となっている。							
適正化の方向		<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	本補助は、安全・安心のまちづくり及び商店街振興の観点から、引き続き継続する。							
審査会評価								

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 30	商店街装飾灯設置工事費助成(条例)				区民生活部 産業振興課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区民有灯の整備等に関する条例					
	目的	商店街装飾灯の建替え・新設時、その設置工事費の一部助成を行い、民有灯の効用を十分に発揮させることにより、交通の安全及び安全で快適な生活環境の整備を図るとともに、商店街の振興と活性化に寄与する。					
	事業内容	商店街装飾灯の建替え・新設時、その設置工事費の一部を助成する。 助成額 工事費の2/3以内					
交付対象名・数	商店街装飾灯建設商店会	150基		補助開始年度	平成9年度		
補助割合	国 0%	都 50%	区 50%				
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)	
補助金予算額(千円)	17,978	13,400	12,395	50,250	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	12,625	1,733	5,172		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	従来は、道路延長30mにつき1基相当という距離による制約があったが、平成17年度より、商店街の実態に合った助成とするため、補助の基準を見直し、距離による制限を廃止した。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	本助成は、交通の安全及び安全で快適な生活環境の整備を図るとともに、商店街の振興と活性化に寄与するために必要であり、継続する。 [実施計画事業]						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称		担当部課				
団- 31	観光事業補助金		区民生活部 産業振興課				
補助金の概要	根拠法令	杉並区観光事業補助金交付要綱					
	目的	阿佐谷七夕まつり実行委員会及び東京阿波踊振興協会が行う観光事業の経費の一部を補助することにより、区内商業及び観光事業の振興を図る。					
	事業内容	地元商店街の魅力を内外にアピールできる観光事業に対する経費の助成 観光事業(阿佐ヶ谷七夕まつり、高円寺阿波踊り)に対しての経費一部助成 1,500,000円×1団体 阿佐谷七夕まつり実行委員会 2,000,000円×1団体 東京阿波踊振興協会					
交付対象名・数	阿佐谷七夕まつり実行委員会 東京阿波踊振興協会	2団体		補助開始年度	昭和47年度		
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	2,000	3,000	2,000	3,500	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	2,000	3,987 (一部流用あり)	3,500 (一部流用あり)		49,956	49,956	8%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	杉並を代表する観光事業として、多くの人出で賑わっており、商店街、さらには杉並の魅力を内外にアピールしている。 平成15年度からは、安全対策の重要度が増す中、従前の補助に加え、安全対策経費分として、補助金を増額している。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	両事業とも、阿佐谷、高円寺の商店会が販売促進を目的にスタートしたもので、各商店会を中心に事業が企画運営されている。 主催団体を始め区、警察、消防等関係団体との協力体制が実現しており、区としては、区内商工振興の観点から補助を継続する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 32	企業的農業経営集団活動事業費補助金				区民生活部 生活経済課		
補助金の概要	根拠法令	企業的農業経営集団活動事業費補助金					
	目的	地域の特性を生かした生産性の高い農業を目指して組織された企業的農業経営集団が、区内農業発展の原動力となることを目的とする。					
	事業内容	企業的農業経営集団が行う講習会、先進地見学会、即売会等に要する経費の一部を補助する。 JA東京中央城西生産部会、同杉並中野生産部会・・・各30万円 柿木園芸研究会、井草園芸研究会、高井戸花卉研究会、杉並区グリーンクラブ・・・各20万円					
交付対象名・数	企業的農業経営集団	6 団体		補助開始年度	昭和44年度		
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	1,400	1,400	1,400	1,400	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	1,400	1,400	1,400		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	区内の農地面積は、平成元年に比し、16年4月現在で33%減少し、約59haとなっており、こうした農地減少に歯止めをかけるためにも企業的農業経営集団の農業振興に果たす役割は大きい。 また、講習会や見学会の成果による農業改良の推進や即売会での地元消費者との連携等、都市における農業の維持・発展に寄与している。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	生産性の高い都市型農業を支援し、区内の農業振興を図るという観点から、また、支援を通じて区内農地の減少を抑制し、みどりの保全を図る効果が期待できることから、引き続き当該補助を継続する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課
団- 33	納税貯蓄組合連合会補助金	区民生活部 納税課
補助金の概要	根拠法令	杉並区納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱
	目的	特別区税の納税を推進するため、区内の納税貯蓄組合連合会の健全な発展に資し、特別区税の納期内納付秩序の確立を図ることを目的とする。
	事業内容	納税貯蓄組合の活動経費の助成 補助金交付対象・・・区内の税務署所管地域を単位として組織されている杉並・荻窪両連合会とする。700,000円×2団体 補助交付対象事業 (1)連合会を構成する納税貯蓄組合の普及勧奨に関する事業 (2)組合の指導育成に関する事業 (3)その他特別区税の納税推進に関する事業
交付対象名・数	納税貯蓄組合連合会(杉並/荻窪)	2団体
補助割合	国 0%	都 0%
補助開始年度	昭和45年度	
14年度	15年度	16年度
17年度	交付団体等の決算状況(15年度)	
補助金予算額(千円)	1,400	1,400
補助金決算額(千円)	1,400	1,400
歳入	歳出	補助金依存率
7,507	7,507	19%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input checked="" type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	補助開始以降35年ほどが経過し、特別区税の納税推進という目的に対し、効果が薄れている。また、両団体とも多くの剰余金が生じている(15年度剰余金 杉並 54万円、荻窪 44万円)。	
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3	
理由	各連合会の決算を見ると、補助目的に直接かかわらない会議費、交際費等の占める割合が高く、また、相当の剰余金が生じていることなどから、自主的運営は十分可能と思われ、区が直接に財政的支援を行う必要性が薄れたため、廃止する。	
審査会評価		

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 34	商店街カラー舗装補助金				都市整備部 建設課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区商店街カラー舗装取扱要綱					
	目的	杉並区が管理する道路において、商店会等が行うカラー舗装化を支援して、都市美観と区民の快適性を確保するとともに商店街の振興に役立てる。					
	事業内容	商店街に対するカラー舗装実施経費の材料費の助成。 補助限度・・・カラー舗装材料費の3/5を限度。 (ただし、東京都補助金がある場合は2/3助成) ※東京都「新元気出せ！商店街事業費補助金」					
交付対象名・数	カラー舗装を実施する商店会	0		補助開始年度	昭和59年度		
補助割合	国	%	都	%	区	100%	
\	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	9,600	9,960	1,139	0	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	8,927	8,044	0	\	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	区道のカラー舗装化の場合は、本補助制度により実施し、私道の場合は、魅力ある商店街づくり事業費補助金(施設整備事業)の制度により実施している。現在は東京都補助金があるため、どちらの場合も2/3助成となっている。 平成16年度は、予定していた商店会が内部で意思の統一が図られず、実施に至らなかった。 平成17年度は、国庫補助事業を活用し、別の枠組でカラー舗装化を行うため、本補助金は支出しない。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3	\	
理由	商店街の道路のカラー舗装化は、まちの魅力の高め、商店街の活性化を図るために大きく寄与している。また、実施計画事業として、平成19年度まで実施予定道路が決定されており、補助を継続する。 [実施計画事業]						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課			
団- 35	社会福祉協議会運営費補助金				保健福祉部 管理課			
補助金の概要	根拠法令	社会福祉法人杉並区社会福祉協議会補助金交付要綱						
	目的	社会福祉法人杉並区社会福祉協議会が行う地域福祉活動に要する経費の一部を補助し、地域福祉の推進に寄与する。						
	事業内容	社会福祉法人杉並区社会福祉協議会が行う地域福祉活動の円滑な運営を期するため、事業運営について必要な経費の一部を補助する。 ・ 人件費(17年度:区派遣職員10人、社会福祉協議会固有職員15人) ・ 運営費(施設維持費等管理運営経費) ・ 事業費(ホームヘルプサービス事業等:旧さんあい公社事業)						
交付対象名・数	社会福祉法人杉並区社会福祉協議会		1団体		補助開始年度		昭和41年度	
補助割合	国 0%		都 0%		区 100%			
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)			
補助金予算額(千円)	53,257	217,131	233,773	223,174	歳入	歳出	補助金依存率	
補助金決算額(千円)	52,392	190,913	204,097		1,320,929	1,176,691	23%	
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()							
現状	社会福祉協議会は地域福祉向上の中心的な役割を果たしている団体である。補助金依存度(福祉サービス支援センター、ボランティアセンター等を含んだ区補助金総額)は、15年度 23% 271,934千円、16年度 20% 256,485千円である。							
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1		<input type="checkbox"/> 2-1		<input type="checkbox"/> 2-2		<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3
理由	社会福祉協議会決算状況から、15年度区の補助金の占める割合が23%、16年度20%である。15年度区が出資し設立した「さんあい公社」の事業移管など、社会福祉協議会の果たす役割、地域福祉活動の重要性から補助を継続する。							
審査会評価								

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 36	福祉サービス支援センター運営費補助金	保健福祉部 管理課			
補助金の概要	根拠法令	社会福祉法人杉並区社会福祉協議会補助金交付要綱			
	目的	社会福祉法人杉並区社会福祉協議会が行う福祉サービス支援センター運営費に要する経費の一部を補助し、福祉サービス利用者の保護に寄与する。			
	事業内容	社会福祉法人杉並区社会福祉協議会が行う福祉サービス支援センター運営費(あんしんサポート事業)に要する経費の一部を補助する。 ・ 財産保全管理サービス等福祉サービス利用援助事業 55件(16年度) ・ 成年後見制度等権利擁護相談事業 2,059件(16年度)			
交付対象名・数	社会福祉法人杉並区社会福祉協議会	1団体	補助開始年度	平成13年度	
補助割合	国 0%	都 50%	区 50%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	8,410	6,832	5,754	5,743	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	4,093	3,005	3,140	/	- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()				
現状	福祉サービスの利用に関して、措置から契約に制度が移行する中で、福祉サービスを利用する方の保護制度は重要であり、当該事業はその仕組みの一端を担う事業である。財源については、補助金総額の1/2が都から補助される。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				/
理由	福祉サービス支援センターで実施している福祉サービス利用援助事業、権利擁護相談事業は福祉サービス利用者保護の根幹を成す事業であり、実施計画にも位置づけられている。今後、財産保全等権利擁護事業のニーズの高まりが予想されることから補助を継続する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 37	NPO・ボランティア活動推進センター補助金	区民生活部 地域課			
補助金の概要	根拠法令	杉並NPO・ボランティア活動推進センター補助金交付要綱			
	目的	杉並NPO・ボランティア活動推進センターの運営を委ねる社会福祉法人杉並区社会福祉協議会に対し、その運営に要する経費の一部を補助し、NPOやボランティアの活動の拠点としての活動を支援する。			
	事業内容	NPO・ボランティア活動推進センターの運営・活動経費の助成 補助対象経費・・・ (1) NPO・ボランティア活動事業の管理運営に必要な経費 (2) NPO・ボランティア活動の支援及び推進を目的とする事業に必要な経費			
交付対象名・数	社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会	1団体	補助開始年度	平成14年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	28,069	52,643	49,433	50,654	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	25,107	52,611	49,239	/	- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	地域のNPOやボランティアに対する中間支援組織であるNPO・ボランティア活動推進センターの運営を行う社会福祉協議会に対し、人件費を含めた助成を行っている。 補助金に占める人件費の割合は、毎年およそ80%となっている。				
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input checked="" type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				
理由	平成18年度より、NPO・ボランティア活動推進センターは、NPO法人による運営を予定しており、補助金から委託料等へ移行する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 38	高齢者入居支援制度補助金				都市整備部 住宅課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区高齢者入居支援制度にかかる補助金交付要綱					
	目的	杉並区社会福祉協議会が実施するサービスに要する経費の一部を補助し、杉並区の高齢者入居支援制度を円滑に運営する。					
	事業内容	あらかじめ費用の一部を預託した、アパートに居住する高齢者が死亡したとき、葬儀・遺骨の保管、残存家財等の撤去等を行う事業経費の助成 葬儀・・・130,000円×5件 家財撤去・・・50,000円×5件					
交付対象名・数	社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会		1団体		補助開始年度		平成14年度
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	
\	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	540	5,760	5,760	900	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	0	0	0	\	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	この制度に申込みをしている高齢者が実際に死亡した場合に支出する補助金のため、今のところ実績はない。実態に合わせ、平成17年度より、予算上の件数を大幅に削減している(32件→5件)。 また、従来は区のアっせんにより入居した高齢者だけが対象だったが、平成17年度より、既に民間賃貸住宅に入居している高齢者も利用できるように改めた。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3					\	
理由	現時点での補助金支出の実績はないが、引き続き、高齢者が民間賃貸住宅へ入居しやすい環境整備を進める必要があるため、継続する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称		担当部課					
団- 39	バリアフリー情報ホームページ運営事業補助金		保健福祉部 管理課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区バリアフリー情報ホームページ運営事業補助要綱						
	目的	区内のバリアフリー情報「いってきまっぷ」をホームページ等で提供することにより、高齢者、障害者や乳幼児連れの方等区民の利便の向上に寄与する。						
	事業内容	杉並区バリアフリー情報「いってきまっぷ」をNPO法人が管理運営するホームページで利用者に広く情報提供するための事業に補助を行う。 年間 200千円						
交付対象名・数	NPO法人 アザーボイス		1団体		補助開始年度	平成15年度		
補助割合	国	0%	都	50%	区	50%		
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)			
補助金予算額(千円)	-	200	200	200	歳入	歳出	補助金依存率	
補助金決算額(千円)	-	200	200		255	240	83%	
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()							
現状	当事業は実施計画事業であり、現在NPO法人アザーボイスと協定書を締結し、管理運営している。情報収集について、区立施設は区が、民間施設はNPO法人がそれぞれ行い、情報を随時更新している。							
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1		<input type="checkbox"/> 2-1		<input type="checkbox"/> 2-2		<input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3	
理由	バリアフリー情報は、高齢者、障害者などの区民には不可欠な情報である。今後ホームページからの検索は増加すると予想されることから補助は継続する。なお、補助金額が少額であることから、事業収益で運営が可能かどうか今後検討していく。							
審査会評価								

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 40	地域福祉活動立上げ支援事業補助金	保健福祉部 管理課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区地域福祉活動立上げ支援事業補助金交付要綱			
	目的	住民参加型団体等を支援し、地域福祉の基盤整備を図る。			
	事業内容	NPO法人等の住民参加型団体を実施する地域福祉活動の立上げ等に要する経費を1団体につき3か年を限度にその一部を補助する。 立上げ対象(1年目) 対象経費×2/3 5,000千円限度 継続期間(2・3年目) 対象経費×2/3 3,500千円限度 事業内容 日常生活支援活動(配食サービス、家事援助サービス等)、社会生活支援活動(移送サービス、デイサービス等)			
交付対象名・数	地域福祉活動実施団体	12団体	補助開始年度	平成12年度	
補助割合	国 0%	都 50%	区 50%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	33,395	27,000	29,856	14,000	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	30,816	26,618	25,853	/	- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(18年度までのサンセット事業)				
現状	実施計画に基づき18年度までのサンセット事業であり、16年度で新規受付を終了している。17年度 12団体、18年度 3団体 (累計27団体)				
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				
理由	地域福祉サービスを提供する団体を育成していくことは重要であるが、継続的な助成は、団体の自主性、自立性を阻害する可能性がある。そのため、実施計画に基づき18年度で補助を終了する。今後については、多方面から支援する等、包括的な補助も含めた新しい制度の検討が必要である。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課
団- 41	友愛の灯協会補助金(ハンディキャブ運行補助)	保健福祉部 管理課
補助金の概要	根拠法令	社団法人友愛の灯協会補助金交付要綱
	目的	友愛の灯協会が運行する福祉型移送サービス(ハンディキャブ)について、その運行経費の一部を補助することにより、高齢者や障害者等区民の利便の向上を図る。
	事業内容	社団法人友愛の灯協会が運行する福祉型移送サービス(ハンディキャブ)について、その運行経費の一部を補助する。 運行台数 6台
交付対象名・数	社団法人 友愛の灯協会	1団体
補助割合	国 0%	都 50%
		区 50%
	14年度	15年度
	16年度	17年度
補助金予算額(千円)	9,952	10,106
補助金決算額(千円)	9,952	9,911
	10,230	9,709
	18,788	18,022
		55%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(道路運送法、他団体等との整合性)	
現状	国土交通省の通達(運営協議会設置、活動範囲の制限、利用料金の低廉等による福祉有償輸送業務に関わる道路運送法80条の例外規定)により、ハンディキャブ事業を18年度までに、通達に沿った形に是正する必要がある。さらに、同様の事業を行っている団体との整合性を図る必要がある。	
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3	
理由	18年度ハンディキャブ事業、NPO法人等9団体を含めて、国交省の通達に沿った移送サービス事業(実施計画事業)に再構築していく。そのため、今年度移送サービス運営協議会を立上げ検討している。今後協議会の検討推移を見守りながら、他団体との整合性を考慮し、整理・削減していく方向で検討する。ただ、安全面では、他の団体も含め新たな補助が必要か合わせて検討する。	
審査会評価		

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 42	地域福祉活動推進事業補助金				保健福祉部 管理課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区地域福祉活動推進事業補助金交付要綱					
	目的	老後をよくする会が運営している「配食サービス事業」及び友愛の灯協会が運営している「有償家事援助サービス事業」に要する経費の一部を補助することにより、地域福祉の向上に寄与する。					
	事業内容	15年度東京都から移管された事業であり、老後をよくする会が運営している「配食サービス事業」及び友愛の灯協会が運営している「有償家事援助サービス事業」に要する経費の一部を補助する。					
交付対象名・数	老後をよくする会 友愛の灯協会		2団体		補助開始年度		平成15年度
補助割合	国	0%	都	100%	区	0%	/
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	-	8,114	6,956	6,506	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	8,114	6,956	/	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(補助対象が2団体のみ)						
現状	東京都からの移管事業であり、補助対象が2団体のみ。 18年度までは、東京都からの全額補助であるが、19年度以降は1/2となる。						
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1	<input checked="" type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3	/	
理由	区内で同様の事業(配食サービスや有償家事援助サービス)を実施している事業者との整合性を図る必要がある。19年度から補助率が1/2となることを契機に、この補助金のあり方、整理・削減・廃止等を含め検討する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 44	民生委員児童委員協議会助成金	保健福祉部 管理課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区民生委員児童委員協議会に対する助成金交付要綱			
	目的	民生委員児童委員協議会が行う事業に要する経費の一部を補助することにより、委員の資質の向上、協議会運営の安定を図る。			
	事業内容	民生委員児童委員協議会が行う事業に要する経費の一部を補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の資質の向上 研修会・講習会等 ・ 職務上必要な事業 調査・企画・施設見学会等 			
交付対象名・数	民生委員児童委員協議会	1団体	補助開始年度	昭和42年度	
補助割合	国 0%	都 100%	区 78%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	5,926	5,922	5,922	5,992	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	5,926	5,922	5,922	/	11,644 9,548 62%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(民生委員児童委員の役割は増している)				
現状	民生委員・児童委員は、介護保険相談員を兼ね、ひとり暮らし高齢者安心ネットワーク事業や災害時の要支援者への活動、高齢者や児童の虐待防止対策についての協力活動等を担っている。このため、協議会の自主的な研修や施設見学会等は委員の資質向上のための重要な要素となり、地域福祉活動に貢献している。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>				/
理由	東京都の補助事業であること、委員の資質の向上に大きな役割を果たしている事業であることから、現行のとおり補助を継続する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課					
団- 45	心身障害者自立宿泊訓練事業補助金	保健福祉部 障害者施策課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区心身障害者自立宿泊訓練事業補助金要綱					
	目的	心身障害者が地域で自立し、安定した生活を営むことを目的とする。					
	事業内容	心身障害者団体(杉並区肢体不自由児者父母の会)が実施する心身障害者自立宿泊訓練事業(自立生活の体験・訓練等)に要する経費の一部を補助する。					
交付対象名・数	杉並区肢体不自由児者父母の会	1団体	補助開始年度	平成14年度			
補助割合	国 0%	都 50%	区 50%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	2,500	5,000	5,000	5,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	2,500	5,000	5,000		6,307	6,142	81%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	障害者の地域での自立を支援するため、高齢者活動支援センター内に自立宿泊訓練施設を設置し、生活体験や訓練を行っている。 15年度 76名利用 16年度 73名利用						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>						
理由	運営主体が任意団体で財政基盤が脆弱であること、障害者の自立促進に果たす役割は大きいことなどから、補助を継続する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団-46	障害者団体連合会・心身障害者団体運営費補助金	保健福祉部 障害者施策課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区障害者団体連合会補助金交付要綱 杉並区障害者団体助成要綱			
	目的	障害者の積極的な社会活動への参加を促し、障害者福祉の増進を図る。			
	事業内容	障害者団体連合会が行う事業に要する経費の一部及び心身障害者団体が活動に要する経費の一部を補助している。 補助内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営事務費 ・ 文化・スポーツ・レクリエーション活動経費 ・ 設立・周年経費 ・ 宿泊訓練等交通経費 ・ 研究活動等経費 			
交付対象名・数	障害者団体連合会 各心身障害者団体	17団体	補助開始年度	昭和49年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	14,968	14,458	13,585	13,220	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	14,076	13,823	12,874	/	11,132 6,905 3%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(連合会については、補助金依存度が低い)				
現状	連合会は区立施設での自動販売機等の売り上げ収入が多く、補助金依存度は3%である。また、15年度、16年度両年の決算ベースで剰余金が約4,000千円強あり、翌年度に繰り越している。なお、個別団体については、連合会に比べて補助金依存度(13%~30%)が高い。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>				/
理由	連合会については、収支状況から自立運営は可能であり、補助金の整理・削減・廃止を含めた見直しを行う。個別団体については、同一の障害を持った方や家族の交流、相談の場であり、障害者の生きがい対策に大きな役割を果たしていることから補助を継続する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 47	知的障害者生活ホーム運営費補助金	保健福祉部 障害者施策課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区知的障害者生活ホーム運営費補助金交付要綱			
	目的	知的障害者の地域社会における生活の場を確保し、その自立を図る。			
	事業内容	社会福祉法人東京都知的障害者育成会が運営する知的障害者のための生活ホーム(2ヶ所)の運営に係る経費の一部(障害者支援費ではまかなえない部分)を補助する。			
交付対象名・数	東京都知的障害者育成会	1団体(2ヶ所)	補助開始年度	平成9年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	15,808	7,849	6,199	5,009	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	15,808	6,773	5,009	/	19,633 19,633 34%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(他施設との整合性)。				
現状	知的障害者生活ホームは、障害者支援費対象施設であり、支援費で運営する施設である。しかし、14年度までは必要経費全額を補助していた経緯から、家賃や人件費を含む補助金を廃止することは困難である。ただ、他の支援費施設との整合性を図るため、15年度必要経費と支援費の差額を補助していたものを、16年度から定額補助に改め、18年度には家賃補助のみとする。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> /				
理由	知的障害者生活ホーム事業は、知的障害者が地域において自立し、かつ安心して暮らしていくための重要な居宅サービス事業であり、補助は継続する。ただし、18年度以降は施設借上げ費と入居者の家賃との差額を定額補助とすることとし、整理削減する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 48	精神障害者居宅介護等事業費補助金				保健福祉部 障害者施策課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区精神障害者居宅介護等事業費補助金交付要綱					
	目的	精神障害者が地域において安定した在宅生活を営み、その自立を支援する。					
	事業内容	社会福祉法人や医療法人等が運営するホームヘルプサービス事業所から、精神障害者に対して食事・身体の清潔の保持の介助等その他日常生活を営むためのヘルパーを派遣した場合、その法人に対して、1時間当たり2,600円を補助する。					
交付対象名・数	精神障害者ホームヘルプサービス事業所		1団体		補助開始年度		平成15年度
補助割合	国	0(50)%	都	75(25)%	区	25%	
\	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	-	2,240	2,800	2,600	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	1,469	2,274	\	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(東京都補助要綱から補助金で対応)						
現状	精神障害者へのヘルパー派遣は、実施計画事業であり、精神障害者在宅サービスの重要な要素となっている。精神障害者対策は障害者支援費制度には含まれないが、障害者支援費制度のヘルパーサービスの内容と大きな相違はないので、17年度予算から支援費基準単価(1時間2,800円→2,600円)と同額にした。また、法人格を持つ団体については、東京都実施要綱から補助金で対応している。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>					\	
理由	障害者支援費制度の動向、障害者自立支援法の成立による方向性、3障害(身障・知的・精神)のサービス一元化や応益負担の導入など推移を見守りつつ、補助を継続する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課
団- 49	心身障害者ショートステイ事業	保健福祉部 障害者施策課
補助金の概要	根拠法令	杉並区心身障害者ショートステイ事業運営費補助金交付要綱
	目的	心身障害者の家庭生活の安定と家族の休養、障害者福祉の増進を図る。
	事業内容	社会福祉法人2法人(いたる臨床発達指導センター・東京家庭学校)が実施する心身障害者ショートステイ事業の運営に係る経費の一部(障害者支援費ではまかなえない部分)を補助する。
交付対象名・数	いたる臨床発達指導センター・東京家庭学校	2団体
補助割合	国 0%	都 0%
		区 100%
	14年度	15年度
	16年度	17年度
補助金予算額(千円)	-	81,536
補助金決算額(千円)	-	81,536
	65,937	45,118
	45,496	33,331
	33,331	33,331
		81%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(他施設との整合性)	
現状	心身障害者ショートステイ事業は、障害者支援費で運営することが基本であるが、国が定めた支援費基準額は入所施設内の居室の空きベッド利用を想定したものである。しかし、従来区が委託していた2施設は入所施設ではなく、入所施設の職員配置に相当する額を補助している。 東京家庭学校 15年度 479日 27,091千円 16年度 568日 17,295千円	
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>	
理由	ショートステイ事業は介護者の休息や病気等に対応する事業であること、2施設が障害者支援費基準での運営は困難なことから、補助は継続する。ただし、他施設との整合性を考慮し、16年度から定額補助制度を、実績に基づいた補助制度に改めた。なお、当事業は実施計画事業である。	
審査会評価		

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補 助 金 名 称				担 当 部 課		
団- 50	障害者福祉会館運営費補助金				保健福祉部 障害者施策課		
補助金の概要	根拠法令	杉並障害者福祉会館運営協議会補助金交付要綱					
	目 的	障害者の生きがい活動、交流活動等を支援し、もって障害者福祉の増進を図る。					
	事業内容	杉並障害者福祉会館運営協議会運営費、事業費の一部を補助する。 ・ 運営事務経費 ・ 福祉展 ・ 学級・講座等の開設 ・ レクリエーション行事 ・ 機関紙の発行					
交付対象名・数	杉並障害者福祉会館 運営協議会		1団体		補助開始年度	平成6年度	
補 助 割 合	国	0%	都	0%	区	100%	
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)	
補助金予算額(千円)	4,453	4,425	4,426	4,424	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	4,425	4,425	4,424		7,650	4,839	91%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現 状	運営協議会が実施する福祉展、機関紙の発行等の事業は、障害者の生きがい活動の場、障害者相互・区民と障害者の交流の場である。 福祉展 15年度 1,401人 16年度 1,460人参加						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>						
理 由	障害者の機関紙の編集作業、学習、レクリエーション等の活動の場であり、障害者の生きがい対策に大きく貢献していることから、補助を継続する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課
団- 51	障害者まちなか生活支援事業補助金	保健福祉部 障害者施策課
補助金の概要	根拠法令	杉並区障害者まちなか生活支援事業補助金交付要綱
	目的	障害者の地域での居場所づくり、生きがい活動等を支援し、もって障害者福祉の増進を図る。
	事業内容	NPO法人アザーボイスが実施する障害者まちなか生活支援事業を、区との協働事業として事業経費の一部を4年間を限度に補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流事業 ・ 社会参加促進事業 ・ 人材育成事業 ・ 日常生活情報提供事業
交付対象名・数	NPO法人アザーボイス	1団体
補助割合	国 0%	都 0%
		区 100%
	14年度	15年度
	16年度	17年度
補助金予算額(千円)	-	-
補助金決算額(千円)	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input checked="" type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	17年度からNPO法人アザーボイスとの協働事業として開始する事業である。	
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>	
理由	17年度新規事業のため、今後の推移を見守る。	
審査会評価		

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
53 団-1	心身障害者通所訓練・授産事業等運営費補助金 (地域デイサービス)	保健福祉部 障害者施策課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区心身障害者通所訓練・授産事業等運営費補助金交付要綱			
	目的	障害者(児)の自立を目的に、創作活動や集団活動訓練を行う地域デイサービス(11団体)実施事業者に運営費の一部を補助し、障害者福祉の向上を図る。			
	事業内容	障害者(児)の自立を目的に、在宅の心身障害者(児)の創作活動・機能訓練等または学齢児の放課後対策として集団活動訓練等を行う地域デイサービス(11施設)実施事業者に運営費の一部を補助する。			
交付対象名・数	地域デイサービス事業 実施団体	11団体	補助開始年度	昭和60年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%		
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	72,782	83,777	83,234	83,319	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	72,782	80,518	79,918		- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()				
現状	心身障害者(児)の機能訓練や学齢児の放課後対策として集団活動訓練等を行う地域デイサービス事業は、現在11施設で実施している。障害者学齢児放課後対策の一翼を担っている事業である。 15年度 延12,413人 16年度 延12,910人				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>				
理由	障害者学齢児の放課後対策は、児童施策の学童クラブ障害者受入とともに重要な課題である。地域デイサービス事業は障害児の放課後対策に大きく貢献しており、補助を継続する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団-53 -2	心身障害者通所訓練・授産事業等運営費補助金 (小規模授産施設)				保健福祉部 障害者施策課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区心身障害者通所訓練・授産事業等運営費補助金交付要綱					
	目的	心身障害者の社会的自立を目的に、通所の場合(小規模授産施設)を設けて必要な訓練・授産指導を行う事業者に運営費の一部を補助し、障害者福祉の向上を図る。					
	事業内容	企業等では雇用されることが困難な在宅の心身障害者に対し、通所の場合を設けて必要な訓練・授産指導を行う事業者に運営費の一部を補助する。 ・ 小規模授産施設 16ヶ所					
交付対象名・数	小規模授産施設 実施団体		16団体		補助開始年度	昭和51年度	
補助割合	国	0(25)%	都	63(38)%	区	130%	
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	235,955	252,020	283,374	284,825	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	231,204	242,881	260,961		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	一般就労が困難な障害者を対象に通所の場合を設けて、必要な訓練、授産指導を行い、社会的自立の促進を図っている。現在16施設。 15年度 延46,105人 16年度 延47,424人						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>						
理由	区立や社会福祉法人等が運営する授産施設だけでは受け皿として不足している。障害者の社会的自立を促す小規模授産施設の果たす役割は非常に大きい。今後障害者自立支援法、3障害のサービス一元化や応益負担の導入などの推移も見守りつつ、補助は継続する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課					
団- 54	精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費等補助金	保健福祉部 障害者施策課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費等助成要綱					
	目的	精神障害者の社会的自立を目的に、通所の場合（共同作業所）を設けて必要な訓練・授産指導を行う事業者に運営費の一部を補助し、障害者福祉の向上を図る。					
	事業内容	現状では企業等で雇用されることが困難な在宅の精神障害者に対し、通所の場合を設けて必要な訓練・授産指導を行う事業者に運営費の一部を補助する。 ・共同作業所 15ヶ所					
交付対象名・数	精神障害者共同作業所 実施団体	15団体		補助開始年度	昭和59年度		
補助割合	国 0%	都 66%	区 54%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	290,110	291,131	314,537	322,342	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	286,927	287,510	309,738		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	区立施設とともに地域での自立や就労を目指す在宅の精神障害者に対し、通所の場合を設けて必要な訓練・授産指導を行っている。16年度15ヶ所において実施している。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>						
理由	在宅の精神障害者通所施設である共同作業所が、地域での社会的自立、社会復帰に果たす役割は非常に大きい。今後障害者自立支援法、3障害のサービス一元化や応益負担の導入などの推移を見守りつつ、補助は継続する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課					
団- 55	重度身体障害者グループホーム運営費補助金	保健福祉部 障害者施策課					
補助金の概要	根拠法令	未制定					
	目的	重度身体障害者の地域社会における生活の場を確保し、その自立を図る。					
	事業内容	重度身体障害者のグループホームの運営に係る経費の一部を補助する。当事業は、実施計画のローリングに基づき、17年度から新規に開始する事業であるが、現在のところ運営団体等未定。					
交付対象名・数		補助開始年度	平成17年度				
補助割合	国 0%	都 50%	区 50%				
\	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	-	-	-	14,722	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	-	-	\	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input checked="" type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	実施計画に基づいた新設事業であり、経費については計画どおり東京都基準額を採用している。運営団体は未定である。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>					\	
理由	17年度からの新規事業であり、事業開始後推移を見守る。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課					
団- 56	経営支援費制度補助金	保健福祉部 高齢者施策課					
補助金の概要	根拠法令	特別養護老人ホーム上井草園運営補助金交付要綱					
	目的	民営化された特別養護老人ホーム上井草園の経営に関する経費の一部を補助し、その自立を図る。					
	事業内容	東京都から民間特別養護老人ホームに助成される経費(サービス推進費)について、16年度区立から民営化された特別養護老人ホーム上井草園は交付対象外となる。以上から、他施設との整合性を図るため都基準に基づき同額を補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設体制整備費、健康管理費、地域福祉貢献費、退所時支援費 ・ 施設振興費 ・ 第三者評価受審支援費等 					
交付対象名・数	社会福祉法人 サンフレンズ	1団体	補助開始年度	平成16年度			
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	/			
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	-	-	9,505	9,505	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	-	7,705	/	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(他施設との整合性)。						
現状	平成12年度介護保険法の改正に伴い、東京都が民間特別養護老人ホームの健全運営に資するため、単独で補助しているサービス推進費について、区立から民営化された特別養護老人ホームは、「補助対象外である」というのが都の見解である。このため、他の民間施設との整合性を図るため、都基準と同額を補助している。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>					/	
理由	当面補助は継続するが、都の動向を見守っていく。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 57	地域ささえ愛グループ支援事業補助金	保健福祉部 高齢者在宅サービス課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区地域ささえ愛グループ支援事業実施要綱			
	目的	加齢や疾病等により閉じこもりがちな高齢者等に対して、生きがいと社会参加の促進を図る。			
	事業内容	主に機能回復訓練受講者等が、訓練終了後機能回復や生きがいと社会参加の促進を図るため自主的に組織したグループについて、その活動場所の確保を図るため有料施設の使用料を補助する。			
交付対象名・数	地域ささえ愛グループ	74団体	補助開始年度	平成12年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%		
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	735	816	896	729	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	735	688	530		- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()				
現状	区は、無料の施設を使用するよう働きかけているが、16年度実績 全68団体のうち、23団体が区立の地域区民センターや区民集会所等の有料施設を使用している。(1団体6千円～83千円)				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>				
理由	地域での施設状況や移動等の制約、大部分が小規模な団体であることから、施設使用料の補助が必要な団体も多い。さらに介護予防、生きがいと社会参加の促進に果たす役割は大きいことから補助は継続する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 58	いきいきクラブ連合会、いきいきクラブ運営費補助金	保健福祉部 高齢者施策課			
補助金の概要	根拠法令	いきいきクラブ連合会補助金交付要綱 いきいきクラブ助成要綱			
	目的	高齢者の自主的な生きがい活動、社会参加活動を支援し、活力ある高齢者生活を高めることにより、高齢者福祉の向上を図る。			
	事業内容	自主団体であるいきいきクラブ連合会及び個別クラブについて、下記事業活動を行うことにより、事業経費の一部を助成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例活動 健康・生きがい・総会等クラブ運営上必要な事業 ・ 地域福祉活動 社会奉仕活動(地域清掃等)、友愛活動(訪問活動等) ・ 設立経費 			
交付対象名・数	いきいきクラブ連合会 個別いきいきクラブ	1団体 88団体	補助開始年度	昭和32年度	
補助割合	国 0(33%)	都 66(33%)	区 619%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	34,168	33,459	32,419	31,449	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	32,741	31,161	31,889	/	3,732 3,718 26%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input checked="" type="checkbox"/> G その他(17年度補助基準見直し)				
現状	いきいきクラブの団体数、会員数ともに減少傾向にあり、平均年齢も78歳と高齢化が進んでいる。個別クラブについては、17年度から一律助成方式を、会員数や地域福祉活動の実績などを踏まえた方式に変更した。補助額については、区の上乗せ分が都補助基準額の5倍以上である。16年度補助金依存度は、連合会で26%、個別クラブで概ね50%~70%である。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>				/
理由	いきいきクラブには、団体数、会員数の減少、会員の高齢化や事業内容のマンネリ化といった課題がある。また、いきいきクラブが受け皿となり地域に戻ってくる団塊の世代をどう取り込んでいくかも今後の課題となっている。補助については、17年度に補助金の見直しを行ったことから、今後の推移を見守りながら当面は補助を継続する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課					
団- 59	ナイトデイ等(介護保険外宿泊サービス)運営費補助金	保健福祉部 高齢者施策課					
補助金の概要	根拠法令	未制定					
	目的	高齢者ショートステイ事業、ナイトケア事業を拡充し、在宅での介護者の負担の軽減を図る。					
	事業内容	都市型多機能施設(通所・居住・宿泊等5事業)で運営する高齢者ショートステイ事業及び通所介護(デイケア)の延長で宿泊等をする高齢者ナイトケア事業は、17年度現在介護保険対象外事業である。しかし、在宅での介護者の負担軽減を図る観点から、両事業の運営に係る経費の一部を補助し、事業の拡大を図る。17年度補助を開始する事業であるが、現在のところ運営団体等は未定である。					
交付対象名・数		補助開始年度	平成17年度				
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	-	-	-	5,475	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	-	-		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input checked="" type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	利用者の利用実績に応じて、予算上1人1日10千円を補助する予定である。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/>						
理由	17年度からの新規事業であり、推移を見守る必要がある。ただし、18年度の介護保険制度の改正により、都市型多機能施設で実施する高齢者ショートステイ事業及びナイトケア事業が介護保険の対象となった場合には、見直す予定である。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 60	母子寡婦福祉団体連合会補助金	保健福祉部 児童課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区母子寡婦福祉団体連合会補助金交付要綱			
	目的	杉並区母子寡婦福祉団体連合会の自主的な活動を支援し、母子家庭等の福祉の向上を図る。			
	事業内容	母子寡婦福祉団体連合会が、ひとり親家庭を対象に自主的に行うクリスマス会、バスハイクなどの事業経費の一部を補助する。 補助額 250千円			
交付対象名・数	杉並区母子寡婦福祉団体連合会	1団体	補助開始年度	昭和46年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%		
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	250	250	250	250	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	250	250	250		3,075 2,185 11%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()				
現状	区立施設での自動販売機等の売り上げ収入が多く、補助金依存度は15年度は11%、16年度は12%である。また、15年度決算ベースで全体予算規模約3,000千円で剰余金が約900千円、また、16年度決算額では剰余金が約950千円あり、それぞれ翌年度に繰り越している。				
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				
理由	母子寡婦団体への支援は必要であるが、収支状況から自立運営は可能であり、補助金の削減を前提に見直しを行う。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 61	青少年育成委員会補助金	保健福祉部 児童課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区青少年育成委員会補助金交付要綱			
	目的	青少年育成委員会の活動を支援し、地域社会における青少年の健全育成を図る。			
	事業内容	青少年育成委員会(区内17団体)の運営費及び事業費について補助する。補助額は定額補助800千円、上乗せ補助100千円 ・定額補助分 スポーツ活動、文化活動、余暇活動、ボランティア活動、委員研修等 上乗せ補助 有害環境改善活動、広報誌発行活動事業			
交付対象名・数	青少年育成委員会	17団体	補助開始年度	昭和31年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	15,300	15,300	15,300	15,300	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	15,048	15,120	15,255	/	- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()				
現状	青少年育成委員会は、青少年の健全育成を図るため、町会やPTAの役員、民生委員児童委員、体育指導委員など地域で活動されてる方が中心となり運営している。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				/
理由	地域での青少年健全育成の中心的な役割を果たしている団体であり、児童館等との共催活動など青少年行政とのつながりも深い団体である。以上から当面補助は継続する。なお、事業のマンネリ化、同じ子どものみの参加などの弊害も見受けられることから、16年度定額補助と上乗せ補助について補助金の見直しを行った。今後も、自主財源(事業参加者の自己負担金の導入等)の強化などを働きかけるとともに、児童数に応じた補助金の増減など、補助金の削減が可能かどうか検討していく。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課
団- 62	母親クラブ連絡会、母親クラブ活動費補助金	保健福祉部 児童青少年センター
補助金の概要	根拠法令	杉並区母親クラブ活動費補助要綱
	目的	親子及び世代間の交流活動、文化活動を支援し、子どもの健全育成の向上を図る。
	事業内容	児童館等を拠点に、子どもの健全育成や子育て支援の分野で活動している母親クラブ(15団体)とその連絡会(1団体)に対し、活動費の一部を助成する。 親子及び世代間の交流活動・文化活動 児童の養育に関する研修活動等
交付対象名・数	母親クラブ 母親クラブ連絡会	15団体 1団体
補助割合	国 0%	都 0% 区 100%
補助金予算額(千円)	14年度 850	15年度 850 16年度 850 17年度 750
補助金決算額(千円)	850	850 750
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()	
現状	各母親クラブに対しては30千円×15団体、母親クラブ連絡会に対しては300千円(20千円×15団体)を補助している。団体数は減少傾向にある。15年度 17団体 16年度 15団体	
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3	
理由	母親クラブは児童館行政との連携など地域での児童の健全育成、子育て支援について大きな役割を果たしており、当面補助を継続する。	
審査会評価		

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課					
団- 63	民営保育園園庭緑化補助金	保健福祉部 保育課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区私立保育所緑化推進に対する助成要綱					
	目的	良好で魅力ある保育環境を整える。					
	事業内容	区内に12か所(16年度)ある民営認可保育園について、園庭、屋上、壁面等緑化に関わる経費の一部について補助する。					
交付対象名・数	民営保育園	2団体	補助開始年度	平成16年度			
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	/			
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	-	-	3,000	3,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	-	3,000	/	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	区立保育園の園庭緑化・環境整備にあわせ、民営認可保育園12か所について、希望する保育園に対して補助を行う。16年度2園実施。17年度2園予定。						
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input checked="" type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3	/	
理由	区立保育園の園庭緑化・環境整備にあわせて、民営認可保育園についても保育環境の整備を図るため、1年2園を限度に希望園が終了するまで補助を行う。21年度完了予定。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 65	認証保育所運営費等補助金	保健福祉部 保育課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区認証保育所運営費等補助要綱			
	目的	認証保育所の設置を促し、待機児解消を図る。			
	事業内容	認証保育所(東京都認証保育所事業実施要綱に基づき、東京都が認証した保育施設)の運営費等の一部を補助する。 補助内容 運営費、開設準備費			
交付対象名・数	認証保育園	8団体	補助開始年度	平成13年度	
補助割合	国 0%	都 50%	区 50%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	133,002	178,141	191,183	271,742	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	119,070	178,141	191,183	/	- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	認証保育所に対して、東京都基準額に基づいた運営費を補助する。17年度8園。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				/
理由	認証保育所は、区の目標である19年度末までに待機児0を目指す重要な施設の一つであり、保育時間の延長など区民の保育ニーズにも柔軟に対応している。杉並区の保育行政にも大きく貢献をしていることから、今後も補助を継続していく。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 66	認証保育所防犯カメラ設置補助金	保健福祉部 保育課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区認証保育所運営費等補助要綱			
	目的	園児や親の安全・安心を確保する。			
	事業内容	認証保育所が防犯カメラ等を設置する経費について補助する。 補助額は1園につき250千円限度 16年度 6園 1,500千円 17年度 2園(新規) 500千円			
交付対象名・数	認証保育所	2団体	補助開始年度	平成16年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	-	-	1,500	500	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	-	1,017	/	- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	保育園児の安全・安心の確保の観点から、16年度既存保育所6園、17年度新規保育所2園について設置費の助成を行う。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				/
理由	安全安心の確保という観点から、補助の継続は必要である。ただし、認証保育施設にはA型とB型があるが、新規A型施設(月160時間の保育を必要とする0歳～5歳までの乳幼児を保育することが可能な保育所)については、開設準備経費として15,000千円(東京都補助基準)補助することができるので、その経費の中に取り込むことを前提に検討している。B型については継続する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課
団- 67	民間学童クラブ運営費助成	保健福祉部 児童青少年センター
補助金の概要	根拠法令	杉並区民間学童クラブ事業運営費補助要綱
	目的	民間学童クラブに対して運営費を補助することにより、待機児解消を図る。
	事業内容	杉並区内で運営する民間学童クラブについて、その運営費の一部を補助する。 ・認証保育園を併設した企業が運営する民間学童クラブ
交付対象名・数	民営学童クラブ	1団体
補助割合	国 0%	都 60%
		区 40%
	14年度	15年度
	16年度	17年度
補助金予算額(千円)	-	-
補助金決算額(千円)	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input checked="" type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	17年度から待機児解消のために開始した事業である。経費については東京都補助基準額を算定したものである。4月1日現在 4名入所	
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3	
理由	17年度からの新規事業であり、推移を見守っていく。	
審査会評価		

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 68	地域医療連携推進委員会運営費補助金	杉並保健所 健康推進課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区地域医療連携推進委員会運営費補助金交付要綱			
	目的	杉並区における医療機関の連携を推進し、区民の保健福祉向上に寄与する。			
	事業内容	地域の医療機関の連携を推進するため、杉並区医師会が設置する「杉並区地域医療連携推進委員会」の運営経費の一部について補助する。 補助内容 地域医療連携推進委員会や地域医療部、地域福祉部等の各部会に係る運営費、研究費等			
交付対象名・数	社団法人杉並区医師会	1団体	補助開始年度	平成2年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	828	828	828	828	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	828	828	828	/	2,214 2,214 37%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	地域の医療機関の連携を図るため、委員会・部会の開催や研修等を実施している。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				/
理由	地域での医療機関の連携を図ることは、区民の緊急時にも迅速に対応することができ、安全安心にも大きな役割を果たしていることから補助は継続する。なお、11年度に事業内容を検証し、補助金を削減した(11年度から50%削減)。今後も医師会とともに事業内容を協議し、削減が可能かどうか検討していく。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課
団- 69	健康保持事業補助金	杉並保健所 健康推進課
補助金の概要	根拠法令	杉並区健康保持事業補助金交付要綱
	目的	社団法人杉並区医師会等が実施する区民健康保持事業の経費を助成することにより、区民の健康の向上を図る。
	事業内容	社団法人杉並区医師会、社団法人杉並区歯科医師会及び社団法人杉並区薬剤師会が行っている健康保持事業等の経費の一部を補助する。 医師会 研修費、成人病予防週間行事、パンフレット等普及啓発費 歯科医師会 研修費、歯の衛生週間行事、パンフレット等普及啓発費 薬剤師会 研修費、薬と健康の週間行事、パンフレット等普及啓発費 医師会 2,640千円、歯科医師会 1,120千円、薬剤師会 400千円
交付対象名・数	社団法人杉並区医師会等	3団体
補助割合	国 0%	都 0%
補助開始年度	昭和50年度	
区 100%		
14年度	15年度	16年度
17年度	交付団体等の決算状況(15年度)	
補助金予算額(千円)	4,160	4,160
補助金決算額(千円)	4,160	4,160
歳入	歳出	補助金依存率
-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()	
現状	健康保持事業として、休日等急病診療に関する調査・研究、成人病予防週間、歯の衛生週間及び薬と健康週間などの事業、疾病予防・健康増進を目的とした講演会等を実施し、区民の保健衛生思想向上や会員の資質向上を図っている。	
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3	
理由	各団体の特色を生かした健康事業を実施することにより、区民の保健衛生思想の向上や安全安心に大きな役割を果たしていることから補助は継続する。なお、11年度に事業内容を検証し、補助金を削減した(11年度から20%削減)。今後も各団体とともに事業内容を協議し、削減が可能かどうか検討していく。	
審査会評価		

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 70	在宅医療廃棄物適正処理補助金	環境清掃部 清掃管理課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区在宅医療廃棄物(使用済み注射針)回収事業補助金交付要綱			
	目的	杉並区薬剤師会が実施する在宅医療廃棄物(使用済み注射針)回収事業に対し、その経費の一部を補助・支援して、在宅医療廃棄物の適正処理と事業者自己回収ルートの構築を推進し、生産者を含めた拡大生産者責任の仕組みづくりを促進する。			
	事業内容	杉並区薬剤師会が実施する在宅医療廃棄物(使用済み注射針)回収事業に要する経費(回収容器代、産業廃棄物処理委託料等)の助成 補助限度額 10万円			
交付対象名・数	社団法人杉並区薬剤師会	1団体	補助開始年度	平成17年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%	/	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	-	-	-	100	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	-	-	/	- - -
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	平成14年度にモデル事業として本事業を立ち上げ、初期経費に対する補助金を支出した。本格実施となった15,16年度は、補助を行ってこなかったが、薬剤師会が法的義務のない自主回収事業を行うにあたり、区も一定の財政支援を行う必要があると判断し、17年度より本補助を開始した。				
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				/
理由	在宅医療廃棄物の回収については、現在、法整備に向けた動きが見られており、その動向を見守りつつ、当面は補助を継続する。法整備がなされた段階で改めて取扱いを検討する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課					
団- 71	医療技術研修補助金	杉並保健所 健康推進課					
補助金の概要	根拠法令	医療技術研修補助金交付要綱					
	目的	東京都杉並歯科技工士会及び杉並区接骨師会の会員の資質向上を図ることにより、区民の健康保持に寄与する。					
	事業内容	東京都杉並区歯科技工師会及び杉並区接骨師会の会員の資質向上を図るため、医療技術に関する研修の経費の一部を助成する。 <研修内容> 歯科技工師会・・・新しい材質の紹介・知識等に関する研修 接骨師会・・・施術方法・保険制度適用等についての研修					
交付対象名・数	東京都杉並区歯科技工士会 杉並区接骨師会	2団体					
補助開始年度	平成2年度						
補助割合	国 0% 都 0% 区 100%						
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	352	352	352	352	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	352	352	352		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	歯科技工士や接骨師の資質向上を図ることにより、間接的に区民の健康保持に貢献している。各団体補助額@176千円×2団体						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	研修会経費を補助することにより、区民の健康保持に貢献していることから補助を継続する。なお11年度に事業内容を検証し、補助金を削減した(11年度から20%削減)。今後も各団体とともに事業内容を協議し、削減が可能かどうか検討していく。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 73	まちづくり助成金				都市整備部 まちづくり推進課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区街づくり支援要綱					
	目的	区内において自主的に街づくりを行おうとする区民等の活動に対して助成を行い、街づくりの気運を醸成すると共に、地域の活性化と住環境の向上を図る。					
	事業内容	まちづくり活動団体の活動費の助成 補助限度額・・・10万円 助成対象活動・・・ (1)市街地環境の整備等街づくりを進めるとき (2)街づくりに関する計画案作成するとき (3)街づくりに関する調査・研究を行うとき(4)その他区長が必要と認めるとき					
交付対象名・数	まちづくり活動団体	15団体		補助開始年度	平成12年度		
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	750	750	750	750	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	732	743	714	/	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	区内の川、公園・緑地、歴史的建物など、街づくりに関する調査・研究を行っているグループに対し、助成を行っている。 助成の可否、金額について、外部審査員による公開審査会を実施するとともに、活動の成果を報告会にて発表している。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3	/	
理由	引き続き、まちづくりの気運を醸成すると共に、地域の活性化と住環境の向上を図るために継続する。 [実施計画事業]						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課			
団- 74	まちづくり協議会運営費補助金				都市整備部 まちづくり推進課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区まちづくり協議会運営費助成金交付要綱						
	目的	まちづくり条例に基づき認定されたまちづくり協議会の運営に必要な経費を杉並区が助成して、区民参画による地域のまちづくりを支援するため。						
	事業内容	地区計画などの高度な街づくり計画制定を視野に入れ活動するまちづくり協議会の運営経費の助成。 助成額・・・100,000円×3団体 助成対象となる協議会の経費・・・ (1)勉強会、見学会等の学習活動 (2)パンフレットの発行等の広報活動 (3)協議会の事務運営及び連絡調整 (4)その他、区長が必要と認めたもの						
交付対象名・数	まちづくり協議会		3団体		補助開始年度		平成15年度	
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%		
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	-	300	300	300	歳入	歳出	補助金依存率	
補助金決算額(千円)	-	100	100			313	266	32%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()							
現状	制度が発足して2年が経過し、現時点では2つの協議会が認定されている。その内の1つの協議会(成田西3丁目町づくりの会)に対し、助成を行っている。 なお、もう1つの協議会(久我山まちづくりの会)については、国のモデル事業の対象となったため、区からの助成は行っていない。							
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3							
理由	まちづくり協議会への支援は、住民参画による地域のまちづくりの推進に効果的であり、継続する。							
審査会評価								

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 75	高齢者アパートあっせん事務費補助金				都市整備部 住宅課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区高齢者アパートあっせん事業実施要綱					
	目的	住宅に困窮する高齢者に対して、杉並区内の民間賃貸住宅をあっせんする宅地建物取引業を営む者及び杉並区内にアパートを所有する者の協力を得てアパートをあっせんすることにより、高齢者の生活の安定を図るため。					
	事業内容	高齢者へのアパートあっせんに係る経費の助成					
交付対象名・数	社団法人東京都宅地建物取引業協会杉並区支部	1団体		補助開始年度	昭和61年度		
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	240	240	240	240	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	240	240	240		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input checked="" type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	本制度により、年間約50件のアパートあっせんに係る情報提供を受けており、区が行う高齢者アパートあっせん事業の根幹をなしている。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	東京都宅地建物取引業協会杉並区支部の協力は、区が行う高齢者アパートあっせん事業に不可欠であり、助成を継続する。 今後、業務の性格を勘案し、執行形態について、委託化を含め検討を行う。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 76	南北バス運行経費補助金				都市整備部 交通対策課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区南北バス運行協定書					
	目的	京王バス株式会社と、南北バスすぎ丸の運行に関して協定を結び、安定した交通の運行を図る。					
	事業内容	南北バス運行事業に対する収支差額分の助成。 助成額・・・運行経費から運賃及び広告収入を差し引いた額					
交付対象名・数	南北バス運行事業者	2路線		補助開始年度	平成12年度		
補助割合	国	%	都	50%	区	50%	
\	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	18,000	11,000	16,000	14,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	7,820	0	4,786	\	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	平成12年度に開通したけやき路線(阿佐ヶ谷ー浜田山間)は、平成15・16年度に黒字を計上することができ、補助金の支出を行わなかった。 平成16年11月に、第二の路線として、さくら路線(浜田山ー下高井戸間)が開通した。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3	\	
理由	引き続き、南北バス運行事業者に対する助成を行い、円滑な事業運営に資することにより、交通の利便性を確保する必要がある。 [実施計画事業]						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 77	下井草駅総合改善事業費補助金				都市整備部 まちづくり推進課		
補助金の概要	根拠法令	下井草駅総合改善事業費補助交付要綱					
	目的	下井草駅総合改善事業に要する経費の一部を補助して、下井草駅を利用する、一般旅客、高齢者、身体障害者等の利便性、円滑性及び安全性の向上等を図る。					
	事業内容	下井草駅整備株式会社に対する駅舎橋上化整備活動経費の助成 助成対象・・・経費の2/10					
交付対象名・数	下井草駅整備株式会社	1団体		補助開始年度	平成16年度		
補助割合	国 50%	都 0%	区 50%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	-	-	3,150	50,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	-	3,000		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	平成16年度に設計、17,18年度に工事を行う計画となっている。 なお、本事業と合わせて区が実施する駅前広場等の整備は、平成19年夏に完成する予定である。						
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input checked="" type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	駅舎橋上化整備事業が終了する平成18年度末をもって、助成を終了する。 〔実施計画事業〕						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 78	西永福駅総合改善事業費補助金				都市整備部 まちづくり推進課		
補助金の概要	根拠法令	要綱制定に向けて調整中					
	目的	西永福駅総合改善事業に要する経費の一部を補助して、西永福駅を利用する、一般旅客、高齢者、身体障害者等の利便性、円滑性及び安全性の向上等を図る。					
	事業内容	事業を実施する交通エコロジー・モビリティ財団に対し、駅舎バリアフリー化整備活動経費の助成を予定している(現在、事業の進め方について、国等と調整中)。 助成対象・・・経費の1/3					
交付対象名・数	交通エコロジー・モビリティ財団	1団体		補助開始年度	平成17年度		
補助割合	国 50%	都 0%	区 50%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	-	-	-	5,130	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	-	-		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	平成17年度に設計、18、19年度に工事を行う計画となっている。 なお、本事業と合わせて、区は駅前広場等の整備を行う。						
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input checked="" type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	駅舎バリアフリー化整備事業が終了する平成19年度末で終了する。 〔実施計画事業〕						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課			
団- 79	鉄道駅エレベーター等整備事業補助金				都市整備部 まちづくり推進課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区鉄道駅エレベーター等整備事業補助金交付要綱						
	目的	区内鉄道駅にエレベーター等を設置する経費の一部を補助して、地域における福祉のまちづくりの推進を図る。						
	事業内容	鉄道事業者が駅にエレベーター等を整備する際に要する経費の助成 助成対象・・・経費の1/3						
交付対象名・数		鉄道事業者		3団体		補助開始年度	平成14年度	
補助割合		国	0%	都	50%	区	50%	
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)		13,746	27,000	0	58,440	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)		13,746	15,056	0	-	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	平成17年度は、高円寺駅、高井戸駅及び八幡山駅のエレベーター等整備事業に対し、助成する。							
適正化の方向		<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	上記の3駅については、平成17年度で整備事業が終了するため、補助金も終了となる。誰もが利用しやすいバリアフリーの駅をつくり、交通の利便性を高める観点から、今後も他の鉄道駅が整備を行う場合は、引き続き助成を行う。							
審査会評価								

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 80	みどりの基金緑化活動助成金				都市整備部 公園緑地課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区みどりの基金緑化活動助成金交付要綱					
	目的	区内において自主的に緑化活動を行おうとする区民等の活動に対し補助し、地域緑化の機運を醸成するとともに地域の生活環境の向上と、緑化活動の活性化を図る。					
	事業内容	みどりのボランティアに対する活動費の助成。 期間・・・3年度を限度とし助成 助成額・・・他の助成金を除いた額の2分の1 上限 5万円 対象・・・(1) 講師謝礼(2)印刷費(3)資材費(4)会場使用料(5)ボランティア保険料					
交付対象名・数	みどりのボランティア団体		10団体		補助開始年度	平成15年度	
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	
		14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)	
補助金予算額(千円)	-	500	500	500	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	69	78			-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input checked="" type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input checked="" type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	みどりの基金への緑化寄附金を原資としてしているため、寄附状況に影響を受けざるを得ず、補助の規模が伸び悩んでいる。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	地域住民による緑化活動を支援していくことは、みどりの保護と育成を推進し、良好な住環境を整備していくために必要である。 同時に、緑化寄附が広く行われるように、趣旨の普及等を進めていくことが求められる。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課
団- 81	環境配慮行動拡充事業補助金	環境清掃部 環境課
補助金の概要	根拠法令	杉並区環境配慮行動拡充事業補助金交付要綱
	目的	各種団体間のネットワークの構築をめざして活動している、「すぎなみ環境カエルくらぶ」が行う事業の経費の一部を補助して、区が進めている環境配慮行動の地域への定着を図る。
	事業内容	すぎなみ環境カエルくらぶの環境配慮行動拡充事業への助成
交付対象名・数	すぎなみ環境カエルくらぶ	1団体
補助開始年度	平成14年度	
補助割合	国 0%	都 0%
	区 100%	
	14年度	15年度
	16年度	17年度
	交付団体等の決算状況(15年度)	
補助金予算額(千円)	2,952	2,000
	2,000	2,000
補助金決算額(千円)	2,411	1,563
	1,640	66%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	すぎなみ環境カエルくらぶは、環境チェックシートの配布、毎月の路上清掃、自然観察会や講演会の開催等により、誰もが気軽に参加できる環境配慮行動の拡充を図っている。	
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3	
理由	区民と協働し、環境配慮行動を地域に定着させていくため補助を継続する。	
審査会評価		

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 82	特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク補助金				環境清掃部 清掃管理課		
補助金の概要	根拠法令	特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク補助金交付要綱					
	目的	特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワークの運営支援して、リサイクルひろば高井戸を通して、リサイクルの推進を図る。					
	事業内容	すぎなみ環境ネットワークのリサイクルひろば高井戸の管理運営費と不用品情報コーナー事業費への助成					
交付対象名・数	すぎなみ環境ネットワーク	1団体		補助開始年度	平成6年度		
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	57,822	53,268	32,524	5,280	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	55,052	53,907	5,523		92,972	74,025	58%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	平成16年度の執行段階から、集団回収事業に係る補助金については、環境ネットワークを経由せず、直接区から集団回収事業を行う団体に補助する方式(団-84)に改めた。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	家具のリサイクルや不用品情報コーナーの運営等は、住民主体のリサイクルの推進に大きく寄与しており、引き続き補助を継続する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課
団- 83	環境管理システム構築支援補助金	環境清掃部 環境課
補助金の概要	根拠法令	杉並区環境管理システム構築支援補助金交付要綱
	目的	区内事業者を対象にISO14001等の環境マネジメントシステム構築取得の支援することにより、地域における環境配慮行動の拡充を図る。
	事業内容	ISO14001等の環境管理システムの認証取得経費の助成 ISO14001・・・経費の1/2(限度 100万円) その他の環境管理システム・・・経費の範囲内(限度 5万円)
交付対象名・数	ISO14001等を取得する中小企業者	8団体
補助開始年度	平成17年度	
補助割合	国 0%	都 0%
		区 100%
	14年度	15年度
	16年度	17年度
	交付団体等の決算状況(15年度)	
補助金予算額(千円)	-	-
補助金決算額(千円)	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	平成17年5月から6月にかけて募集を行ったところ、2件の応募があり、現在、認証の取得に向けて準備中である。	
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3	
理由	地域における環境配慮行動を拡充するため、平成17年度より開始した補助金であり、継続する。 〔実施計画事業〕	
審査会評価		

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団-84	集団回収事業補助金				環境清掃部 清掃管理課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区集団回収要綱					
	目的	区民の団体が自主的に行う資源回収の活動を支援し、廃棄物の減量と資源の再利用の促進を図る。					
	事業内容	区民の団体が自主的に行う資源回収活動に要する経費の助成。 回収実績1kgにつき6円。 回収品目・・・ (1) 紙類(新聞紙・チラシ、ダンボール、雑誌類、牛乳等パック)(2) 缶類 (3) 布類 (4)びん類 (5)その他区長が認めるもの					
交付対象名・数	集団回収実施団体	260団体		補助開始年度	平成17年度		
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	-	-	-	30,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	-	-	-	-	-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	従来は、集団回収事業を委託している環境ネットワークに補助金を支出し、環境ネットワークが実績に応じて団体に報奨金を支払っていた。 平成16年度の執行段階から、補助金の性格を明確にするため、環境ネットワークを経由せず、区から直接、団体に補助する方式に改めた。(団-82関連)						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	住民による集団回収は、資源の分別を促進し、ごみの減量を進めるために不可欠の事業であり、拡充していく。 [実施計画事業]						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 85	エコ・シール運営委員会補助金				区民生活部 生活経済課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区エコ・シール運営委員会補助金交付要綱					
	目的	杉並区エコ・シール運営委員会に対して事業経費を補助し、杉並区エコ・シール事業の円滑な運営を図り、マイバックの普及、及びごみの減量化を推進する。					
	事業内容	エコシール運営委員会のエコシール事業やマイバック運動事業への助成。 エコ・シール事業の運営及び推進費 エコ・シール事業のシール負担金の内、委員会負担分					
交付対象名・数	エコシール運営委員会	1団体		補助開始年度	平成14年度		
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	57,770	115,841	97,000	28,785	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	27,006	19,769	16,189		21,909	21,909	90%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	平成17年度予算より、シール負担金分をシールの発行実績を踏まえた額に改めることにより、補助金額を大幅に減額した。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	第二期エコシール事業として、平成18年12月までの実施期間(ポイント引き換えは19年2月末まで)を既に周知して実施しているため継続する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 86	レジ袋削減推進協議会補助金				区民生活部 生活経済課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区レジ袋削減推進協議会補助金交付要綱					
	目的	区民及び区内各種団体により組織する杉並区レジ袋削減推進協議会に対して事業経費を補助して、レジ袋の削減を図りごみの減量化を推進する。					
	事業内容	レジ袋削減推進協議会のレジ袋削減事業への助成					
交付対象名・数	レジ袋削減推進協議会	1団体		補助開始年度	平成14年度		
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	2,000	3,000	3,000	3,000	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	1,971	2,934	2,915		2,934	2,934	100%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	マイバッグ持参キャンペーン、各種啓発活動など、レジ袋削減推進協議会が行う事業に要する経費を補助している。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	区民、事業者と一体になったレジ袋削減運動の一層の推進を図るため、補助は継続する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 87	私立幼稚園等補助金				教育委員会事務局 学務課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区私立幼稚園等園児健康管理、園外保育、心身障害児教育対策費補助金交付要綱					
	目的	幼児教育の振興・充実及び心身障害児教育の充実・発展を図る。					
	事業内容	園児健康診断、園外保育事業のバス借上料及び心身障害児教育に要する経費の一部を補助する。					
交付対象名・数	私立幼稚園等設置者	48団体		補助開始年度	昭和61年度		
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	13,504	13,756	13,782	13,682	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	11,617	11,003	11,469		-	-	-
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	心身障害児教育対策費補助金については、従前から幼稚園、保護者双方の増額要望を受けており、区としても懸案事項となっている。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	区内幼稚園数のうち、私立幼稚園が全体の9割弱を占めている現状の中で、今後も幼児教育の受け皿である幼稚園等設置者の負担軽減と公私格差の是正を図る必要があり、継続する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 88	幼稚園教育研修会育成補助金				教育委員会事務局 学務課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区幼稚園教育研修会育成補助金交付要綱					
	目的	幼稚園教育の充実発展及び私立幼稚園教職員の資質向上を図る。					
	事業内容	杉並区幼稚園教育研修会の事業等に要する経費の一部を補助する。					
交付対象名・数	(社)杉並区幼稚園教育研修会		1団体		補助開始年度	昭和61年度	
補助割合	国	0%	都	0%	区	100%	
\	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	1,150	1,125	1,125	1,125	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	1,125	1,125	1,125	\	2,579	1,785	44%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	当該団体は、教育講習会の開催、研究発表会の開催及び幼稚園だよりの発行などの活動を行っており、活動等の経費に要する一部を補助している。(@25,000×45園)						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						\
理由	今、改めて就学前教育の重要性が再認識されている中で、幼稚園教諭の力量・資質を高めることが必須であり、そのための研修充実をさらに強めていく必要があるため、継続する。 なお、12年度に1園あたり3万円から2万5千円に削減したが、繰越金が80万円程度あることを考慮すると、団体の自主性・自立性を尊重する観点から、補助金のあり方について今後検討することとする。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課			
団- 89	学校開放連合協議会補助金	教育委員会事務局 社会教育スポーツ課			
補助金の概要	根拠法令	杉並区学校開放連合協議会補助金交付要綱			
	目的	杉並区立小・中学校の学校開放により、区民の生涯学習及び生涯スポーツ活動を推進し、地域連帯の育成・向上を図る。			
	事業内容	杉並区学校開放連合協議会の運営に要する経費の一部を補助する。			
交付対象名・数	学校開放連合協議会	1団体	補助開始年度	昭和58年度	
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%		
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)
補助金予算額(千円)	1,180	1,181	1,181	1,181	歳入 歳出 補助金依存率
補助金決算額(千円)	1,181	1,181	1,181		6,266 6,266 19%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input checked="" type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	補助金部分の執行の約8割を占めている事業普及振興費(主に石灰を購入)、「学校開放だより」印刷、通信費、指導員傷害保険料及び委託金振込手数料等事務費は、別途契約している運営委託との区別がつきにくい状況となっている。				
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input checked="" type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3				
理由	補助金の執行の大半を消耗品費等で占めており、別途契約している運営委託との整合性を図り、補助金から委託金・負担金へ移行する。				
審査会評価					

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課
団- 90	区立小・中学校PTA連合協議会補助金	教育委員会事務局 社会教育スポーツ課
補助金の概要	根拠法令	杉並区立小・中学校PTA連合協議会補助金交付要綱
	目的	社会教育活動の普及、向上を図る。
	事業内容	杉並区立小・中学校PTA連合協議会の活動等に要する経費の一部を補助する。
交付対象名・数	杉並区立学校PTA連合協議会	2団体
補助開始年度	平成4年度	
補助割合	国 0%	都 0%
	区 100%	
	14年度	15年度
	16年度	17年度
補助金予算額(千円)	1,100	1,100
補助金決算額(千円)	1,100	1,100
	歳入	歳出
	3,642	2,956
		補助金依存率
		30%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	区立小・中学校PTA連合協議会の活動は、学校教育はもとより分区活動、サークル活動、特別委員会活動及び区の協議会・審議会等へのメンバー派遣などさまざまな活動を展開しており、活動費等に要する経費の一部を補助している。	
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3	
理由	当該団体は、公益性の高い活動を行っており、社会教育の振興上重要な役割を担っていることから、継続とする。	
審査会評価		

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課
団- 91	文化団体連合会補助金	教育委員会事務局 社会教育スポーツ課
補助金の概要	根拠法令	杉並区文化団体連合会補助金交付要綱
	目的	社会教育活動の普及、向上を図る。
	事業内容	杉並区文化団体連合会の活動等に要する経費の一部を補助する。
交付対象名・数	杉並区文化団体連合会	1団体
補助開始年度	平成4年度	
補助割合	国 0%	都 0%
	区 100%	
	14年度	15年度
	16年度	17年度
補助金予算額(千円)	350	350
補助金決算額(千円)	350	350
	歳入	歳出
	1,100	831
		補助金依存率
		32%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	32の団体で構成する杉並区文化団体連合会は、行政と協働し、杉並区総合文化祭などさまざまな活動を行っており、活動費等に要する経費の一部を補助している。	
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3	
理由	当該団体は、区の文化振興に多大な貢献をしており、区民文化の次世代への継承など今後も区の文化発展に寄与するところが大きく、継続する。	
審査会評価		

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称	担当部課
団- 92	体育協会補助金	教育委員会事務局 社会教育スポーツ課
補助金の概要	根拠法令	杉並区体育協会補助金交付要綱
	目的	社会体育活動の普及、向上を図る。
	事業内容	杉並区体育協会の活動等に要する経費の一部を補助する。
交付対象名・数	杉並区体育協会	1団体
補助開始年度	平成4年度	
補助割合	国 0%	都 0%
	区 100%	/
	14年度	15年度
	16年度	17年度
補助金予算額(千円)	850	550
	550	550
補助金決算額(千円)	850	550
	550	550
	1,407	1,027
	39%	/
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	体育協会は、区民の各種スポーツ団体で構成される任意の団体であり、行政と協働し、区民体育祭をはじめとするさまざまな行事などに多大な貢献をしている。	
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3	
理由	教育改革アクションプランでは、地域の中でみんなが参加し、みんなで楽しめるスポーツ活動の推進をうたっている。区民の健康増進やスポーツ活動を通じての仲間づくりや生きがいを得ることが必要とされる現在、体育協会と行政との協働によるスポーツ振興事業は、今後も実施していく必要があり、継続する。	
審査会評価		

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 93	シルバー人材センター補助金				保健福祉部 高齢者施策課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区シルバー人材センター補助金交付要綱					
	目的	高齢者の就労を支援し、生きがいや社会参加に寄与する。					
	事業内容	社団法人杉並区シルバー人材センターが行う就労支援事業の円滑な運営を期するため、事業運営に必要な経費の一部について補助する。 ・ 人件費 正規15名、嘱託員3名 ・ 運営費 維持管理、臨時職員経費等 ・ 事業費 生活援助、子育て支援、自転車リサイクル事業等					
交付対象名・数	社団法人杉並区 シルバー人材センター	1団体		補助開始年度	昭和54年度		
補助割合	国 0%	都 8%	区 92%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	171,640	171,360	168,544	171,215	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	160,116	161,964	159,046		1,070,273	1,046,354	15%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	シルバー人材センターは、高齢者の雇用支援の中心的な役割を果たしている団体であり、高齢者のいきがいや社会参加に貢献している。 16年度会員数 2,646名(前年比73名増)						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	高齢者人口の増加、就労人口の減少という社会環境の変化の中で、今後高齢者の就労は、単なる生きがい対策だけでなく、社会の活力を保持する重要な要素になると予想される。高齢者の雇用を支援し、就労のノウハウのあるシルバー人材センターの重要度は増しており、補助を継続し、会員数、就労の拡大を図っていく。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 94	杉並区文化・交流協会補助金				区民生活部 文化交流課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区文化・交流協会補助金交付要綱					
	目的	杉並区文化・交流協会の事業を支援して、コンサートや美術展、演劇などの文化鑑賞事業をはじめ、相互理解を深めるための海外文化講座・日本語交流会などの交流事業などを実施して、区民等への提供を図る。					
	事業内容	杉並区文化交流協会の運営・活動経費の助成。					
交付対象名・数	杉並区文化・交流協会	1団体		補助開始年度	平成14年度		
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	53,732	65,310	65,632	70,759	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	50,873	60,252	58,114		97,602	97,602	62%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	協会の人件費と運営費は全額区の補助金が充てられている。 また、補助金中、人件費が28.3%、事業費が61.1%、運営費が10.5%を占めている(平成15年度決算)。						
	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	スマートすぎなみ計画に基づき、平成17年度、杉並区における文化振興と交流推進のあり方と文化・交流協会の経営形態について、協会理事会に提起した。 現在、区と協会とで検討協議中である。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団- 95	土地開発公社事務費補助金				政策経営部 経理課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区土地開発公社の運営に関する協定書 杉並区土地開発公社事務費等の負担金交付要綱					
	目的	杉並区土地開発公社の事業運営の円滑化を図る。					
	事業内容	業務実施に必要な事務費等の経常的な運営費等について助成する。					
交付対象名・数	杉並区土地開発公社	1団体		補助開始年度	昭和63年度		
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	572	499	576	350	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	317	290	537		811,540	811,327	0.04%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	補助金の対象経費については、主に旅費、消耗品費、役務費等となっている。また、公社事務に従事している職員は、区の業務に従事しながら業務を遂行している。						
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1	<input checked="" type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	杉並区土地開発公社の運営に関する協定書第8条に負担金の条項があり、公社が業務を実施するうえで必要な事務費等について区が負担するものとなっており、杉並区土地開発公社事務費等の負担金交付要綱に基づき負担金化する。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団-96 -1	財団法人障害者雇用支援事業団補助金				保健福祉部 障害者施策課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区財団法人に対する助成に関する条例					
	目的	障害者の就労を支援し、生きがいや社会参加に寄与する。					
	事業内容	財団法人杉並区障害者雇用支援事業団が行う就労支援事業の円滑な運営を期するため、事業運営に必要な経費の一部について補助する。 ・ 人件費 (固有職員8名、嘱託員4名、派遣職員2名) ・ 管理費 維持管理経費等 ・ 事業費 ボランティア費、ジョブコーチ養成講座等					
交付対象名・数	財団法人杉並区障害者雇用支援事業団	1団体		補助開始年度	平成10年度		
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	85,266	86,978	107,075	104,364	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	80,704	82,264	98,255		196,032	192,606	43%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他()						
現状	障害者雇用支援事業団は、障害者の雇用支援の中心的な役割を果たしている団体であり、障害者のいきがいや社会参加に貢献している。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2-1	<input type="checkbox"/> 2-2	<input type="checkbox"/> 2-3	<input type="checkbox"/> 3		
理由	障害者自立支援法の国会審議など、障害者の自立を促す環境整備が進んでいる。この中で、障害者の就労支援事業に特化し、職場実習制度やジョブコーチ等の充実を図っている障害者雇用支援事業団の果たす役割は増大しており、従来どおり補助を継続し、障害者の就労を支援していく。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称				担当部課		
団-96 -2	財団法人杉並区勤労者福祉協会補助金				区民生活部 産業振興課		
補助金の概要	根拠法令	杉並区財団法人に対する助成に関する条例					
	目的	勤労者福祉協会に対して必要な経費の助成を行い、主として中小企業に働く勤労者の文化、教養及び福祉の向上を図る。					
	事業内容	杉並区勤労者福祉協会の運営及び事業に要する経費の一部を予算の定めるところにより、毎年度助成する。					
交付対象名・数	財団法人杉並区勤労者福祉協会	1		補助開始年度	平成4年度		
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%		/		
/	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	105,429	109,405	105,000	100,152	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	89,465	93,658	86,651	/	259,738	229,550	36%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	協会の人件費は、全額区の補助金が充てられている。また、補助金中、人件費が75.4%、事業費が17.9%、運営費が6.7%を占めている(平成15年度決算)。						
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3					/	
理由	平成17年度、協会において、実施事業の見直しに関する検討委員会を設置し、会員要望の実現、受益者負担の適正化を図るとともに、効率的な事業執行のあり方を検討中である。区においても、協会の運営の見直し等について、協会派遣職員もメンバーに含めて、検討中である。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

補助金名称		担当部課					
96 -3 財団法人杉並区スポーツ振興財団補助金		教育委員会事務局 社会教育スポーツ課					
補助金の概要	根拠法令	杉並区財団法人に対する助成に関する条例 杉並区財団法人に対する助成に関する条例施行規則					
	目的	財団に対して必要な経費の助成を行うことにより、運営の安定を図る。					
	事業内容	杉並区が出資して設立し、事務局職員等の一部に区職員を派遣して運営している財団に対し、その運営及び実施事業に要する経費の一部を助成する。					
交付対象名・数	財団法人杉並区 スポーツ振興財団	1団体				補助開始年度	平成5年度
補助割合	国 0%	都 0%	区 100%				
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	473,783	459,280	448,542	409,188	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	415,363	402,806	386,874		1,085,540	1,037,774	37%
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input checked="" type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	平成15年度の財団運営は、区補助金37%、体育施設の管理等に係る区委託金38%、体育施設使用料及び参加料収入19%、前年度繰越金等6%でまかなわれている。 区補助金の内、3億5,800万円(89%)ほどが人件費で占められている。その内派遣職員分が9,500万円(24%)ほどとなっている。						
適正化の方向	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input checked="" type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	財団が管理している体育施設のうち、一部は平成18年度に指定管理者制度を導入予定である。補助金の内、大半を人件費が占めている中で、平成17年度に職員数を131人から119人に12名削減し、効率化に努めているが、なお人件費等財政面での効率化は充分とは言えない。 施設管理にかかる人件費等を委託料化し整理をした上で、団体の運営や自主的な事業費に限定した補助金への適正化を図る必要がある。						
審査会評価							

補助金審査表

杉並区補助金適正化審査会

No.	補助金名称		担当部課				
	施設建設助成		高齢者施策課 障害者施策課				
補助金の概要	根拠法令	杉並区特別養護老人ホーム等整備費補助要綱 杉並区心身障害者施設整備費補助要綱					
	目的	特別養護老人ホームや障害者入所更生施設など高齢者、障害者を対象とした施設を建設する社会福祉法人等に対して、建設助成、償還金助成等を行うことにより、入所待機者の解消を図り、高齢者、障害者福祉の向上に寄与する。					
	事業内容	17年度 特別養護老人ホーム等 9施設 282,570千円 認知症高齢者グループホーム 3施設 97,500千円 介護老人保健施設 1施設 10,370千円 高齢者都市型多機能拠点施設 2施設 50,810千円 知的障害者入所更生施設 2施設 124,000千円					
交付対象名・数	社会福祉法人等	17施設		補助開始年度	年度		
補助割合	国	%	都	%	区	100%	
	14年度	15年度	16年度	17年度	交付団体等の決算状況(15年度)		
補助金予算額(千円)	336,068	444,716	500,326	565,250	歳入	歳出	補助金依存率
補助金決算額(千円)	312,773	439,087	428,980				
問題点	<input type="checkbox"/> A 政策目的の希薄化 <input type="checkbox"/> B 長期化による形骸化 <input type="checkbox"/> C 対象・要件の類似 <input type="checkbox"/> D 委託料との区分が不明確 <input type="checkbox"/> E 有効性・成果の検証が不明確又は不十分 <input type="checkbox"/> F 金額が小額又は対象者の少数化 <input type="checkbox"/> G その他(
現状	高齢化の進展に伴い、高齢者、障害者施設への入所希望者が増大している。区では特養等の6か月以内の入所を目指す目標を掲げており、特別養護老人ホーム等の入所施設を建設する社会福祉法人等に対して、施設建設、償還金等の助成を行い、ベッド数の確保に努めている。						
適正化の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 3						
理由	区が建設等の助成制度を実施することは、社会福祉法人等の施設建設を促し、施設のベッド数を確保する有効な手段である。また、施設建設助成だけではなく、償還金の助成(債務負担行為予算により議決)を行うことにより、債務の平準化が可能である。						
審査会評価							